

明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり



特集 ■ 景観と色彩を生かしたまちづくり

11

2004

ISSN 1340-8917

特集

景観と色彩を生かしたまちづくり

- 3 巻頭エッセー ● 科学技術創造立県を目指して 茨城県知事 橋本 昌
- 4 景観法時代の自治体景観行政 東京大学工学部社会基盤学科 教授 篠原 修
- 8 札幌市 色彩景観生かし、調和のとれたより美しい都市景観形成を—— 齋藤 孝
- 10 北海道函館市・函館からトラスト 公益信託の基金活用し、市民が市民のまちづくりを支援—— 柳田良造
- 12 青森県 景観に配慮したまちづくり推進—— 出町百代
- 14 横浜市 色彩誘導により個性と魅力あふれる街づくり推進—— 小田嶋鉄朗
- 16 神奈川県横須賀市 個性豊かな美しい景観づくり目指す—— 平井 毅
- 18 新潟県村上市 武家町の景観保存積極的に推進—— 横山政信
- 20 金沢市 数多くの条例駆使し、魅力的な景観・まちづくり—— 本光章一
- 28 滋賀県 琵琶湖を中心とした美しい風景次世代に伝えるために—— 高山英夫
- 30 大阪市 アメニティと美しさに満ちた都市景観の形成目標に—— 山本弘美
- 32 北九州市 関門海峡が結ぶ景観に配慮したまちづくり—— 荒木良一
- 34 環境をつくる景観色彩の動き (有)色彩環境計画室 アメニティ&カラープランナー 葛西紀日子
- 37 景観法の概要について 国土交通省 都市・地域整備局都市計画課



堺市役所の21階展望台から見た仁徳陵古墳



大茶会での野だて



堺刃物伝統産業会館の展示場

グラビア

- 1 景観と色彩を生かしたまちづくり —I—
- 23 “ ” —II—
- 47 都道府県漫遊●広島県
- 48 手前みそですが… ●青森県西目屋村

レギュラー レポート

- コラム
- 22 わが愛する海「有明海」 佐賀県鹿島市長 桑原允彦
- 27 ジャンボ機の後輪 ちばぎん総合研究所 社長 額賀 信
- 第21回 地域づくり団体全国研修交流会
- 39 石川県各地で地域づくり団体全国研修交流会
- 地域活性化フォーラム in 福井
- 40 まちづくりをめぐる福井市で地域活性化フォーラム
- アンテナショップめぐり
- 41 銀座熊本館／新宿みやざき館KONNE
- 地域づくり団体探訪
- 42 東村エコツーリズム協会 沖縄県東村
- 44 静岡県余暇プランナー協会 静岡県三島市
- 46 センター通信



火縄銃の発砲

●表紙Ⅱ大阪府堺市
堺まつり
毎年十月の第三日曜日とその前日に開催される堺市最大のイベントで、今年で三十一回目を迎えた。
イベントのメインは日曜日、市中心部の大小路筋（シンボルロード）で繰り広げられる大パレード。今年は沖縄県のエイサー踊り、和歌山県本宮町の熊野詣行列やタイの民俗舞踊など国内外の伝統芸能なども参加し、その規模は約八十団体、七千人。
パレードでは辺りに轟音を轟かす、日本各地の火縄銃隊による演武発砲が人気を集めていたが、圧巻は取りを務めた勇壮なふんと太鼓（表紙）。堺市の各地域で行われる秋祭り、太鼓の台座に朱色のふとんを五枚重ねたような造りのみこしが次から次へと繰り出され、担ぎ手連が所々で掛け声とともに、重さ三トンほどのみこしを高く持ち上げたり、激しく揺らしたりする。そのたびに、見物客から感嘆の声が上がっていた。
期間中には堺の生んだ茶人、千利休の茶道文化を継承・発展させる、表千家・裏千家など各流派による大茶会や特産品などを即売する「なんばん市」など、多彩な行事が開催され、楽しさいっぱいの祭りだ。
●文Ⅱ中 ●カメラⅡ小形又男



景観と色彩を生かしたまちづくり



景観に配慮したまち ● 青森県
(p12) 景観学習教室

武家屋敷



武家町の景観保存 ● 新潟県村上市 (p18)

藤井家



個性豊かな景観づくり ● 神奈川県横須賀市
(p16) 集合住宅施工前 (上) と施工後 (下)

色彩誘導による街づくり ● 横浜市 (p14) ベイブリッジ



琵琶湖を取り巻く美しい景観回廊 ● 滋賀県 (p28)
近隣景観形成協定による取り組み



中央公会堂ライトアップ



道頓堀夜景

アメニティと美しさに満ちた都市景観
● 大阪市 (p30)



景観にそぐ
わなかった
赤い道



条例駆使し魅力的な景観づくりを
● 金沢市 (p20) 大野庄用水

大野庄用水



環境をつくる景観色彩 (p34) 常滑市の道

景観に配慮したまちづくり ● 北九州市 (p32) 門司港レトロナイトファンタジー





茨城県知事
橋本 昌

科学技術創造立県を目指して

日本の総人口は国立社会保障・人口問題研究所によると、二〇〇六年にはピークを迎え、その後減少に転じるものと推計されています。

わが国は、エネルギーの八割、食料の六割を海外からの輸入に頼っているように、資源に乏しく、さまざまな分野で海外に多くを依存しているところであり、今後これまでにように活力を維持しながら、豊かな生活を続けていくためには、外貨を稼ぐことができる国際競争力のある産業をしっかりと創っていくことが不可欠です。

そして、二十一世紀においても日本が世界で確固たる地位を保持していくための鍵を握るのは、私は「科学技術」であると考えています。

本県「つくば」には、約三百の国などの試験研究機関が立地しており、約一万七千人の研究者（うち博士号保持者は約五千五百人）がおり、最先端技術の研究開発に取り組んでいます。また、県北地域の「日立」には日立製作所を中心に、高度なもののづくり技術を有する企業が多数立地しています。さらに、東海村には日本原子力研究所と高エネルギー加速器研究機構の共同プロジェクトとして〇八年度の稼働を目指し、「大強度陽子加速器（J-PARC）」の建設が進められているところです。本県ではこれらを最大限活用し、産学官連携による最先端技術の試験研究開発を推進するため、現在、「つくば・東海・日立知的特区」計画に取り組んでいるところです。

さて、J-PARCでは、中性子などを利用し、従来のX線では見ることのできなかった水素やリチウムなど比較的軽い元素を見ることが可能であり、さまざまな分野において最先端の試験、研究・開発を行うことができます。例えば、がんなどの難病治療薬や現在の一千倍もの記憶容量

を持つ超高密度LSIの開発、ニュートリノ研究など、バイオやナノ・テク、ITをはじめ、さまざまな分野での研究開発が飛躍的に進展するものと期待されています。

こうした施設は米国でも建設中ですが、性能的にはJ-PARCの方が上といわれています。この施設には二十三種の中性子ビーム実験装置を設置することが予定されていますが、本県としても結晶構造や磁気構造などを解析する「材料構造解析計」、タンパク質などの生体高分子の構造などを解析する「生命物質構造解析計」の二本の実験装置を独自に整備する予定であり、民間などに広く開放して新技術の研究開発を支援していきたいと考えています。

このため、「中性子利用促進研究会」を発足させ、新薬創成やナノ磁性材料研究など八つのテーマを設け、企業と大学・研究機関が一緒になって中性子利用の検討を行っているとところであり、これまでにない全く新しい製品づくりが進展するものと期待しています。

こうした施設整備と併せて、これら最先端の研究開発を支える人材の育成も重要です。本県では今年四月に地元茨城大学に応用粒子線科学専攻の大学院が開設され、また、来年四月には東京大学大学院の原子力専攻（専門職）が東海村に開設される予定です。これらにより、国内外の第一線で活躍する優秀な研究者や技術者が数多く輩出されるものと考えています。

今後、本県を舞台に茨城でしかできない最先端の研究開発が進められることとなり、本県は国内のみならず世界でも有数の最先端科学技術が集積する科学技術創造立国日本を先導する重要な拠点、そして一大先端産業地域として大いに発展していくものと楽しみにしているところです。



特集

景観と色彩を生かしたまちづくり

景観法時代の自治体景観行政



東京大学工学部社会基盤学科
教授 ● 篠原 修

「美しい国づくり政策大綱」と
「景観法」

二〇〇三年七月に国土交通省から省を挙げての政策「美しい国づくり政策大綱」が打ち出された。「美しさ」を公共事業の内部目的、つまりプロセス・アルファではない公共事業の一つの重要な柱とすることが宣言されたのである。この「政策大綱」に盛り込まれていた「景観に関する基本的な法」制定の動きは、筆者の予想を超えて極めて迅速だった。周知のように今年六月には「景観法」が公布され、年内には施行が予定されていると聞く。では自治体はこの政策大綱と景観法をどう受けとめ、これからどう行動したらよいのだろうか。以下に筆者の、この二者についての認識を述べ、諸兄の参考に供したいと思う。

国土交通省の取り組み

まず「政策大綱」について。うたい文句はとも

かくとして、実効性上がるかどうかは人材の養成・確保と設計・計画体制の確立にかかっている。筆者は考える。従来型の景観も、という片手間の人材配置や縦割り、指名競争入札型の発注システム（つまり、コンサルタントや設計事務所でのデザイン能力と実績を問わないシステム）では実効性を上げることは困難であろう。この認識は国土交通省内では着実に広がりつつあって、次が動き始めている。

人材に関しては各地方整備局ごとに専任の事業景観係が置かれ（〇四年度は関東と東北と聞いている）、ここに直轄事業の景観に関する情報が集約されようとしている。次に学識経験者による「景観アドバイザー」が置かれ、その指導の下に事業の構想、計画、設計、施工の段階の別なく、公共構造物、公共施設のデザインが実施される体制をとろうとしている。このシステムはかつて東

北地方建設局で五年間にわたって実施され、一定の効果を上げた実績を持つ⁽¹⁾。これは筆者が年来主張してきたシステムでもある。この新たなシステムの実効性を見るために今回、全国的に四十余の試行事業が選定されたのは周知の事実であろう。さらに、従来から試行されていた景観重視型プロポーザールによる発注も増加することが容易に予想される。

以上のような人材の配置と新たなシステムにより枠組みは整いつつあると見る。これに中身がついていくかどうかは、事業景観係となった担当者の熱意と景観、デザインに関する判断力がまず第一に重要であり、次にアドバイザーの選定が適切であるかどうかが重要となる。もちろん、計画・設計業務を実際に担うコンサルタント、設計事務所のエンジニア、デザイナーの熱意、能力が重要であることは論をまたない。

以上は直轄事業を実施する国土交通省の話であ

る。国土交通省はデザイン力を高めるための手を打ち、デザイン体制を整えつつある。取り扱う対象や事業の種類が異なる自治体が必要しもこれに習う必要はないが、参考にすべき点は多いと思う。

景観の専任ポストを設けて実績を上げてきた横浜市の例を思い浮かべてもらいたい（都市デザイン室）。市が行う事業について、事業別の枠にとられずに広く情報を収集し、デザインに関する指導、アドバイスを行われてきた結果が今の横浜（特に都心）の景観となっているのである。市町村においてもややもすると縦割りになっている事業を横につなぎ、総合性を獲得する体制をとることが重要で、そのためには事業の枠にとらわれな



石川県K市の街路（設計：中井祐）。地場の土を入れた歩道舗装、地域の色彩の基本は地場材の素材色である。可能な限り地場材を使うことを心掛けている

土木、建築、都市、サインの四人の専門家が任命されている。

「景観法」と自治体の取り組み

「景観法」は、都市とその周辺の景観形成の計画、設計、規制主体は自治体であると明言している。景観の枠組みは国が用意しました、後は、自治体が頑張ってください、ということである。

しかし、こうしたを預けられた自治体は国以上に極めて苦しい状況下にある。例えば、財政難は国も同じとは言うものの、赤字再建団体寸前という厳しい情勢にある自治体は数多い。それだけではなく、平成の大合併といわれる市町村合併とい

い景観、デザイン専任のポストが不可欠であると考え

筆者が景観審議会の委員長を務めている青梅市では、筆者の助言を入れて、市役所に景観専任のポストを設け、また審議会の委員とは別に市事業のデザインアドバイザーや民間の規制、指導を行う景観アドバイザーシステムを導入した。

う重い課題がのしかかる。さらには高齢化、過疎化、農業や商店の後継者難があり、福祉に回す金はいくらあっても足りない。正直なところ、景観どころではない、というのが本音であろう。

そして人材不足は国以上である。なぜなら一貫して行政が中央集権的に行われてきたわが国では市町村は県の、県は国の指示通りに動くことが習慣付けられ、その結果、自らが智慧を絞って考えるという回路は閉ざされていた。これでは市町村に人材が育つはずもないのである。

しかし、「景観法」は、枠組みは用意したのが中身は自らが考えよ、という法律である。国土交通省が取り組みを開始したデザイン力の向上、デザイン体制の充実のみでは自治体の景観行政は動くまい。なぜなら、直轄では橋を架ける、河川を改修するという目標が定まっているのに対し、自治体では、財政改革や福祉、過疎対策、中心市街地活性化などの他の重大案件をも含めて、都市の景観整備の目標を設定せねばならないからである。つまり、目標にまでさかのぼって考えねばならない。これは苦しい。

従って、自治体職員に求められるのは、デザイン力やその判断能力以前の財政難、福祉、他の諸課題と景観を組み合わせて考え、この問題を将来に向かってどう解くかというコーディネート力にあり、また、庁内のコーディネート体制の確立である。そして福祉をやるべきか、景観をやるべきかという選択の発想ではなく、福祉と景観を一緒に考え、どうするかという企画力にある。具体的な施設のデザイン力はその次でよい。

市町村と筆者らの新しい試み

「景観法」がにわかに降ってきた自治体を取り巻く状況は極めて厳しい。筆者はそう認識し、同情もしている。しかし、この不況下、財政難の十年余には希望を感じさせる新しい芽も育っている。それは自然保護やまちづくりを標榜する民間非営利団体（NPO）や市民団体の登場であり、従来からの中央依存、縦割り型のやり方にとらわれない市町村長、知事の登場である。このような新しい芽との連携を模索しつつ実施している市町村と筆者らの設計・計画チームの新しい試みを以下に紹介したい。

引く事例は三重県のT市、石川県のK市、福井県のK市、宮崎県のN市である。当然それぞれの市が置かれている状況の違いにより解決しなければならぬ問題は異なる。しかし、大筋の方法論はそう大きく異なるわけではない。

三重県T、福井県K、石川県Kの各市を手伝うことになったきっかけは旧建設省補助の「まち総事業」にある。しかし、「まち総」と言っても、その中身は街路や公園などの個別の整備にとどまり、そ



宮崎県N市の水辺のプロムナード
地場の石、木材を使用（設計：小野寺康、南雲勝志）



同上。地場の石、飲肥の石積み護岸の復元（指導：矢野和之）



同上。水辺公園水路上に架ける飲肥杉を使った歩道橋
（設計中：小野寺康）

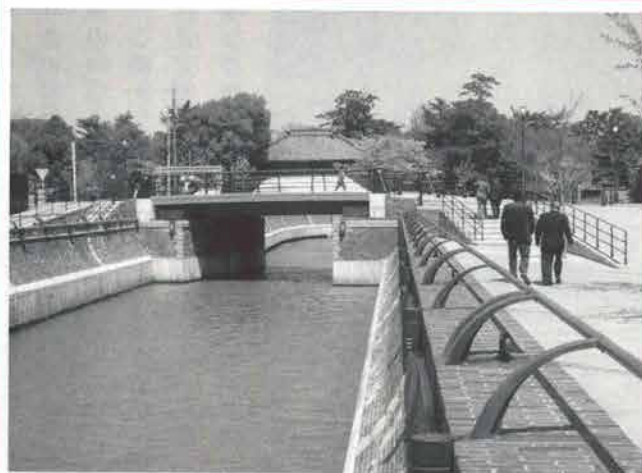
れらが総合されたまちづくりとはなっていないことが多い。筆者らが行う作業はまずその診断、見直しから始まる。次にそれを組み直した全市のな、しかし大まかなマスタープランを作る。

ここで重要と考えているのが、マスタープランが陥りがちな総花性をどう克服するかである。行政の公平性を旗印に、プランはどうしても総花的、地域分散的になる。限られた予算の下で、市民にも体感できる効果をどう上げるか、が勝負である。つまり、ある地域に集中的に、悪い言葉で

言えば遍在的に投資しなければ効果は上がらない。効果を市民に実感してもらって、次に他の地域に取り掛ければよいのである。



宮崎県N市。水辺プロムナードの照明
（設計：南雲勝志）



三重県K市。入江の手すりと係船柱。地元鋳物企業の製作
(設計：南雲勝志)



同上。水辺プロムナードの照明。これも地元製作 (設計：南雲勝志)

福井県のK市は、市が作成していた市中心部整備の方針通りに、石川県のK市では議論の末に、市の三極構造を成す一つの極K地区に事業を集中することにした。三重県のT市では今、戦略練り直し中である。この過程はすでに従来型のマスタープランづくりとは異なっている。ここでは市民を説得する市長の力量が試される。偏りは選挙に不利な材料となるからである。

従来型の都市計画のやり方ではこの段階でいったん切れる。後は個別の施設の設計、施工となるからである。しかし、ここで切ってしまうのは、まちづくりはうまくいかない。プラン、戦略策定の意図を知らないコンサルタント、設計事務所が個別独立に設計したのでは地区の総合性は担保できないからである。筆者らのデザインチームは都

市計画、アーバンデザイン、土木、建築、工業意匠、歴史などの専門家で編成されている。設計しなければならぬ施設が道路であれ川であれ、それが建築であつてもすべてに対応できるようにしている。

福井県のK市では小河川とその水辺の小広場、機工場の保全を含む水を引き込んだ公園、メインストリートの水路復元を含む街路整備のデザインを行いつつある。また、石川県のK市ではK地区の街路、中心部の水生植物をテーマとした公園を、別の極のY地区では中心広場辺りの建築三棟の設計指導と登り窯跡の覆屋おおいやの設計を行った。

つまり一言で言えば、マスタープランの策定、戦略の構想から、個別施設のデザインまでのすべてをセットで引き受けるという方式である。もち

ろん、この実践は市の職員と共に地元住民の要望聴取とデザインの説明を通じて行われている。この試みがうまくいくかどうかは市職員の熱意と実践を通じての勉強、市長のブレない確固とした信念、住民、市民団体の積極的な参画にかかっている。また、筆者らと共に作業を行っている地元コンサルタント、設計事務所のこれまた実践を通じての技術向上にもかかっている。

最後に宮崎県のN市のやり方を紹介しておく、筆者らのデザインチーム編成に違いはないが、ここでは市の都市計画の街路事業と県の港湾事業が同一の合同委員会で論じられ、統一的なデザインが行われている。将来はこれに加え、県の漁港事業、市や民間による建物保全が参入することになると予想されている。このような県の部局や県・市の枠を取り払った設計・計画方式も市町村レベルでの突破口になるのではないかと考えている。

しかし、本筋に立ち返れば、筆者らのような役割は本来、地元の大学人、コンサルタント、設計事務所、デザイナー、プランナー、エンジニアが担うべきであつて、我々は過渡期をつないでいるのだと思いたい。

〈文献〉

- (1) 建設省東北建設局、美しい国土づくりアドバイザー事業・事例集、二〇〇〇・三

色彩景観生かし、調和のとれた より美しい都市景観形成を

—大規模建築物等色彩景観ガイドライン策定



札幌市計画部都市計画課
都市景観担当課長

● 齋藤 孝

北緯四三度、東経一四一度に位置し、人口百八十六万八千人（平成十六年六月現在）を擁する札幌は、世界の中でも寒冷、多雪の気候条件を持つ

まれな大都市である。四季感が明瞭で、色とりどりの花が一齐に咲き誇る春の街からさわやかに澄みきった夏の青空の街へ、そして紅葉の街から白銀の街へとドラマチックに街の表情を見せる。

このように、季節によって鮮やかに変化する色彩環境を持つ札幌の街並みには、自然や周辺の建物などとの調和に配慮した色使いが求められると

ともに、北国特有の色の見え方を色彩計画に生かす必要がある。

特に大規模な建築物などは、その大きさから街並みの色彩やデザインの基調となり、豊かな街の表情をつくる中心的役割を果たすことから、建築計画などの際には街の特徴を生かすこと、周囲との調和を図ること、街の魅力を高めること、そして、人とのやさしい関係をつくることなどが重要な視点となる。

都市景観行政のあゆみ

札幌の街の特徴は、明治初期、北海道開拓の拠点となる本府建設の構想である整然とした街区と土地利用構成を基本に計画的に街づくりが進められ、以降百数十年程度で現在のような都市形成がされた歴史にある。当初は、開拓使に雇い入れられた多くの外国人技師を通して先進国の近代的な知識や技術などが広い分野で導入されるなど、政府の蝦夷地開拓政策として短期間で膨大なエネルギー

ギーの投入により計画的につくられた街である。先人たちが情熱をもって築いてきた街づくりの歴史が、現在の札幌の景観に大きな影響を与えてきたと言える。

札幌市が都市景観行政の取り組みを始めたのは昭和五十七年。この時に「札幌市都市景観委員会」を設置して都市景観賞の実施などさまざまな施策を展開し、昭和六十三年に「札幌市都市景観要綱」を制定するとともに、景観形成地区の指定など景観誘導に努めてきた。平成九年には「都市景観基本計画」の策定、翌年に「都市景観条例」の制定および「都市景観審議会」を設置したほか、平成十一年に「都市景観アドバイザー制度」を定めて建物などの色彩、デザインなどについてアドバイザーが市民、事業者、行政などに対して専門的な立場から助言、指導を行ってきた。他の都市と比べて景観行政の取り組みが多少遅れたのは、計画的な市街地形成が進んだことと、それまでの長い間「美しい街」と思われていたことが要因であったのかもしれない。

「色彩景観ガイドライン」の策定

平成十二年六月に、都市景観条例に基づき「大規模建築物等景観形成指針」を定め、一定規模以上の建築物などの新增改築や大規模な修繕、外観の過半の色彩変更などを行う場合の届け出を制度化した。

事前協議や届け出の際には、場所性、色彩環境、^{しやうきやう}造型、空間の着目点を具体化した指針に沿って、緑地空間の創出や外壁の色彩などについて建築主



春：大道公園 木々の若葉が芽吹く

や設計者らに指導、助言してきた。

しかし、都市景観における重要な事柄の一つである色彩については、その数値的規制や誘導などを具体的に示すことが難しく、建築主、設計者、住民、行政などの認識の共有化が不十分な面があった。そこで、調和のとれた魅力的な都市景観創出を目指した「色彩」のあり方を検討するために、札幌の色彩調査・研究を平成十二年から三年間、札幌市立高等専門学校へ受託研究を依頼した。調査・研究は地域ごとにおける人工物や自然物の四季による色彩変化、地域色の抽出、色彩感覚アンケートなど多岐にわたるとともに、都市景観審議会の議論なども経て、札幌にふさわしい色「札幌の景観色70色」を具体的に提案し、色彩景観の一定の考え方をまとめた「大規模建築物等色彩景観ガイドライン」を本年七月に策定した。



秋：紅葉

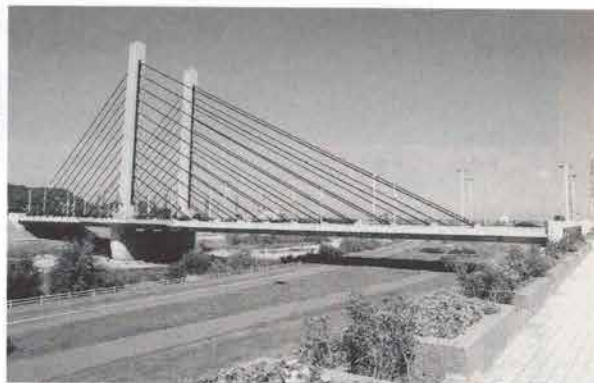
このガイドラインの活用によって、大規模建築物などの色彩

かうものと期待している。

札幌の景観色とは

札幌の特徴を色で考えると、多くの人が「白雪」のイメージを持ち、札幌でお勧めする色は「白と調和」という考えがある。しかし、調査・研究から白は多くの色と調和するが、白を基準に配色した色同士は調和するとは限らないため、効果的な方法ではないことが分かった。

そして、春から夏にかけての急激な季節変化が「ほかにない札幌の特徴」であり、このころの目まぐるしく変わる自然環境に調和することが札幌の景観色として最も



夏：大橋 すっきりした青空

が徐々にコントロールされるとともに、建築物や構造物の質感や形態、デザインなどの重要性がより意識され、豊かな自然環境を背景とした札幌の街並み全体が、調和のとれたより美しい都市景観形成へ向

有効な色と考え、誰もがきれいであると思える「色彩70色」を選定した。

ガイドラインの特色

ガイドラインは、色彩景観設計の基本的な考え方や周辺との調和、使用面積の目安を数値化して提案するなど具体的な内容になっている。特色の一つとして、札幌（郷土）を意識して色を心にとどめてもらえるよう、景観色一つ一つに札幌をイメージできるオリジナルの名前（例えば、雪虫、りら霞、札幌玉葱、煉瓦など）を付けている。また、七色を限定色にするのではなく、それぞれの色の許容範囲幅を表した「限界色票」を作成している。

今後の色彩景観誘導

大規模建築物などを計画されている方や設計者、施工者らに対して、このガイドラインを基に美しい札幌の景観づくりに協力と理解を求めるとともに、景観アドバイザー活用などの技術的支援を推進しつつ、さらに住宅など小規模建築物の色彩についても今後の課題とし、個性的で魅力あふれる札幌の景観づくりに向け積極的に景観誘導を進めていきたいと考えている。

大規模建築物とは

- *延べ面積一万平方メートルを超える建築物
- *高さ三十一メートルを超える建築物、鉄塔、煙突など
- (参考) 高さ三十一メートルは階数にして十から十一階程度
- *延長五十メートルを超える橋梁、高架橋
- *延長五十メートルを超える、かつ高さの最大が六メートルを超える擁壁など

公益信託の基金活用し、 市民が市民のまちづくりを支援

—函館からトラストの試み



函館からトラスト事務局

● 柳田良造

津軽海峡に突き出た函館山と巴型の港、それを起点に扇が広がるように延びる市街地。函館市西部地区は江戸末期の開港場の伝統を今に伝える洋風町家の街並み群と坂道、函館は今も特徴的な風景がそこで生活する人々の暮らしの舞台となる街である。

西部地区の街並み色彩研究

西部地区の住民、行政職員、建築家、大学研究者から成る市民グループ「元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会」は、一九八八年から下見板の町家に塗り重ねられたペンキの層を発掘し、ペンキ色彩を通して街の歴史、文化を研究する活動を行ってきた。

ペンキ塗膜をサンドペーパーで削り、研ぎ出す「こすり出し」という誰もが手軽に楽しく作業できる方法を開発し、鮮やかな色彩の年輪（時層色



下見板ペンキ層のこすり出し(左) ペンキ層の時層色環(右)

環と命名)を浮かび上がらせ、八十五棟の建物を調査して明治から現在までの街並み色彩の変遷を明らかにした。

函館のペンキこすり出しは、色彩的な資料の残らない都市の街並み研究において、大げさに言えば、日本で初めて、明治から大正、昭和を経て現在に至る街並み色彩の変遷の構造を実証的データでもって示した研究であった。

この研究活動の意味は、歴史的な街並みの色彩変遷を実証的に明らかにしたのみならず、建物の色彩に込めた地域に住む人々の街への思いや楽しい自己表現のあり方といったものと、住民が街を守り、環境向上の努力を進めていくうえで、自分たちの手で街の環境を実体的に発見し、自ら働き掛けを行うことがいかに重要であるかを認識したことであった。

ペンキ色彩が単に建物を保持する道具ではなく、住民の生活文化でもあるということである。娘が生まれたから女学校の色に合わせるとか、周りの街並みと調和していきいたいとか、公会堂の色にあこがれてとか、動機はそれぞれにあるうが、そこに人々の自己表現が見えてきたのである。

函館での色彩に込められた地域に住む人々の街への思いや街並みへの自己表現のあり方は、日本の住宅地の街並みを豊かにする手掛かりを与えるものでもあった。

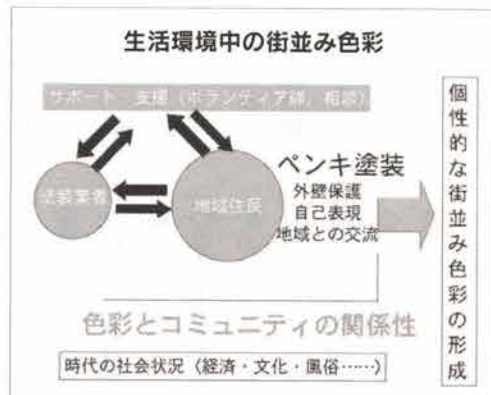
調査は、都市考古学的な色彩研究というアカデミックな側面を持っていたが、半面、「こすり出し」という市民の誰もが気軽に参加でき、身近な環境である街並みの色彩を見詰め直すことができるという点において、優れて市民参加型の研究であった。このことがその後、基金により、市民が市民のまちづくりを支援するという函館西部のまちづくり実践に発展していったのである。

函館からトラストの誕生

九三年七月、研究活動の賞金二十万円を公益信託の基金にして、街並み色彩に代表される魅力的な函館の歴史的環境を今後も安定した地域の生活基盤としていくべく、市民が市民のまちづくり活動を支援する仕組みとして、「函館からトラスト」(正式には「公益信託函館色彩まちづくり基金」という)が誕生した。まちづくり公益信託制度の中で、市民運動が委託者となって設定されたものとしては全国でも初めての試みであった。

函館からトラストは基金の運営に関し、信託銀

- 行を補佐し、実際の活動支援を行う「函館からトラスト事務局」を設けている。「函館からトラスト事務局」は基金の事務局のみならず、作文コンクールの開催や情報発信、まちづくり実践にも取り組むなど、五つの「から」にこだわってまちづくり支援を行っている。
- 函館のカラーにこだわる—函館にこだわった街並み、まちづくりを支援する
- 函館からの発信—市民の活動要求を育て、市民まちづくりの活動の輪を広げていく
- 辛口の情報—行政、市民にとって辛口の内容や言いにくいことを自由に言い合える場として
- まちづくりの触媒としてのニュースレター「から」の発行
- 目に見える成果から—実際の環境で目に見える成果を着実に積み上げていく
- 助成対象となった活動には、▽市民の足となっている市電の応援活動▽衰退した商店街の再生へのプランづくり▽市民による函館の観光施設と街並みの景観調査▽奥尻地震で被害を受けた歴史的建造物の修復事業▽函館・元町地区での生活環境を考えるワークショップの開催▽生活の灯りからライトアップを再考する研究▽空き家を使ったアート活動▽アメリカ、ノルウェー、神戸でのペンキのこすり出し調査—など、さまざまな活動が展開されている。



ペンキ塗り替えボランティア隊はその中で毎年行われている助成のメインの活動。西部地区の町家住民のペンキ塗り替え相談に応じ、ボランティアで下見板壁のペンキ塗り替えを行う活動が、大学生や工業高校の学生らの若い力で展開されて、十年以上にわたり地域に活気と再生のエネルギーを吹き込んでいく。参加人員は年を追うごとに

や窓の修復が持ち主自身の手で行われ、建物が見違えるようになるなど、その波及効果は大きい。

● 函館からトラストの今後

「函館での市民のためのまちづくりの活動支援を行ってきた函館からトラスト事務局の活動も十年を超えた。この間、西部地区は新たな空洞化とも言える課題を抱え、深刻な地域衰退に見舞われている。人口は最盛期の約三分の一、高齢化率は二九・四％に達している。昔からの付き合いのある親密なコミュニティが残る半面、歴史的建造物の維持が困難になり、路地の長屋や老朽化した建物などは住環境として課題を抱え、美しい坂道も冬期間の凍結問題など、特に高齢者にとって生活上の障害が生じている。

函館からトラストの活動もこれまでの運動からまちづくり実践への展開という、新たな課題を切り開いていかなければならない転換期にあるのかもしれない。街は生きていくのだから、変わっていくのが当然だ。環境改善の必要性は函館の街にも押し寄せている。



ペンキ塗りボランティア隊の活動

しかし、建物所有者や周辺への働き掛けは決して小さいものではない。高齢化が進むコミュニティにとって、学生のボランティアは住人に元気を与え、食事の世話や飲み物サービスなど、ペンキ塗り替え自体が楽しい交流活動になっている。さらにその結果、取り壊し寸前の建物が価値を再発見されたり、息を吹き返したり、外壁のペンキ塗り替えに刺激され、屋根

る。しかし、そういう街並みの変化もペンキを塗り替えるように、街の主役である人々の手で行われるような「まちづくり」こそ、われわれは望みたいのである。

景観に配慮したまちづくり推進

— 高校景観デザインコンテストなど景観教育にも力注ぐ



青森県環境生活部県民政策課

● 出町百代

青森県は、県民にゆとりと潤いをもたらす優れた景観の保全・育成・創造を目的に、平成八年三月に「青森県景観条例」を制定し、景観行政に取り組んできた。県の役割は、それぞれの地域の特性を生かしつつ、各地域の景観が互いに調和のとれた景観形成を推進するための、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することである。

これまで行ってきた施策は、①優れた景観の保全・創造②各地域における景観形成の取り組み支援③景観形成に関する普及啓発——の三つに分けられる。それぞれ主要な事業を紹介する。

優れた景観の保全・創造

【大規模行為届出制度】

景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模を超える行為について、事業者事前の届出を義務付け、「大規模行為景観形成基準」との適合を審査し、必要に応じて指導を行う。一年間の届け出件数は三百〜四百件。

公共事業については、「青森県公共事業景観形

成基準ガイドプラン」により基準を策定している。

【オオヤマザクラ・ハマナスの植栽】

県全体を「花咲くふるさと」のイメージで彩るために、「オオヤマザクラ・ハマナス植栽推進委員会」を設置し、市町村などへの呼び掛けにより、平成十二年度から四年間で合計約八万四千本の苗木を主要道路沿線や公園、河川沿い、公共施設敷地などに植栽した。

各地域における景観形成の取り組み支援

【景観アドバイザー制度】

県民、事業者、市町村の景観形成活動を支援するため、建築、土木、デザイン、緑化、色彩などの専門家を派遣し、計画の立案から実施に至るまでの助言・指導を行う。派遣に要する費用は県が負担する。実績内容として、村道整備に伴う歩道設計、公園の利用法を考える研究集会での講演など。平成十五年度までの派遣人数は延べ五十六人。

【環境色彩研修会】

平成十五年度から、景観の重要な要素の一つで

ある「色彩」に関する知識の習得を図るため、庁内関係課職員および市町村景観行政担当者らを対象にした研修会を実施している。

【景観人講座】

地域の特性を生かした景観づくりのため、各地域のリーダーとして活動し得る人材の育成、およびネットワークづくりを目的に、県民から希望者を募り、平成十三〜十五年度の三カ年で実施。県内を三地区（三グループ）に分け、専門家による講義およびワークショップなどの講座を延べ十回開催した。

それぞれ研究テーマを「住民参加による景観づくり・まちづくり」「景観の楽しみ方」「ふるさと眺望点を掘り起こせ」とし、最終講座での研究成



「景観人講座」ワークショップ

果発表会により事業を終了。

修了者六十一人のうち三十人による会「景観人あおもり」が今年四月に発足し、今後それぞれの地域における主体的な活動や、行政、自治会、学校などでのアドバイザー的役割が期待される。県では活動が効果的に進められるよう、情報の提供や活動の場提供などの支援をしていきたい。

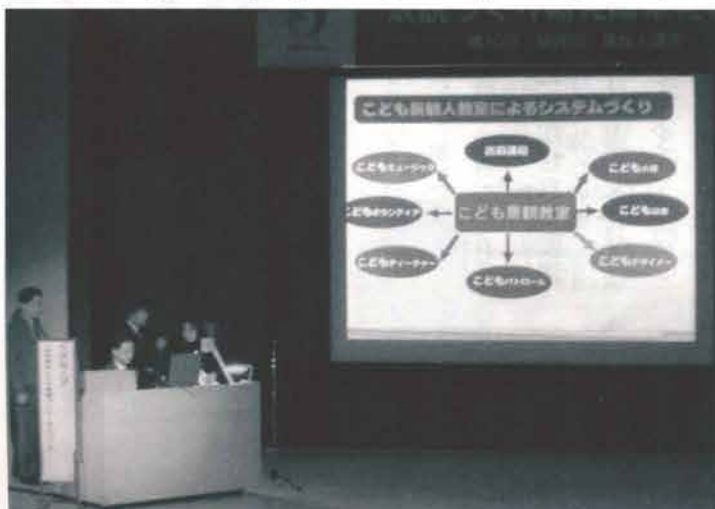
景観形成に関する普及啓発

「景観の日」の設定

青森県景観条例において、六月一日を「景観の日」と定め、景観形成への意識醸成を図るため、シンポジウムやウォッチング、記念樹の植樹、ポスターの作成などを行ってきた。

「景観学習教室」

若年層の景観に対する意識醸成を図るため、小学四年生を対象として「景観学習副読本」を作成し、平成十一年度から配布している。平成十四年度からは希望校のみの配布とし、副読本の効果的な活用を図るため、専門家（「景観アドバイザー」）を派遣する出前教室を行っている。授業では、屋外に出て学校周辺を観察し、気付い



景観人による研究成果発表会

た点を発表させるなどして、普段見慣れた風景を見詰め直し、より良い景観とは何かを考えさせる内容としている。

「高校景観デザインコンテスト」

県民一人ひとりが愛着と誇りを持てる地域づくり結びつくよう

な、「二十一世紀の美しいふるさとづくり」を大きなテーマに、高校生が五人程度でチームを組み、自分たちの住んでいる地域や青森県全体の景観を



高校景観デザインコンテスト

市町村の自主的取り組みに配慮した景観行政を

地域の景観をどのようにしていくのか。決定権を握っているのはそこに住む住民である。良好な景観の保全と創造には、まず何よりも県民一人ひとりの意識が重要となる。そのため、県は景観に対する意識醸成を図るための普及啓発を主要施策とし、これまで取り組んできた。その結果、各地で景観に配慮した建築物や、住民参加の景観づくり活動が見られるようになった。普及啓発事業はすぐに効果が表れるというものではない。しかし、継続していくことにより、徐々にではあるが確実に良好な景観が形成されていく。

最優秀チームには特典として、景観づくり事例視察などを内容とした研修旅行を行う。（平成十三年度／滋賀県長浜市・彦根市、平成十四年度／長野県小布施町・須坂市、平成十五年度／横浜市）

色彩誘導により

個性と魅力あふれる街づくり推進

— 横浜市の都市デザイン



横浜市都市計画局都市デザイン室

● 小田嶋鉄朗

色彩は都市デザインに欠かせない要素

色彩の良しあしは、一般的には主観的な判断によるものと考えられていることが多く、「街のイメージにあった色彩」を都市の文脈から読み取り、地域の共通認識とし、街の色彩を調整していくことは大変な時間と労力を要する。同時に、色彩のはんらんを抑え、街並みを一定の色調に誘導していくことは、景観形成を推進するうえで重要な位置を占めており、横浜における都市デザインの展開に欠かせない要素となっている。

街の色彩— 関内地区の景観と色彩

横浜の旧居留地であった関内地区は開港以来、西洋文化の影響を受けた独特の街並みを形成してきた。一九七〇年代、横浜は都市デザイン行政に着手しており、色彩面からの取り組みも重要と考え、色彩計画をおおむね次のようにまとめている。

▽ 街並み景観における色彩の混乱を避け、街の

個性を形成するための基調色を定める。

▽ 地区内の歴史的建造物に多く用いられている石やレンガを基調とした色彩整備により、歴史性を受け継いだ個性的な街づくりを推進する。

▽ 色彩のコントロール

は全体の街づくりの一環として取り組み、単に景観的な整備だけを先行させない。また、素材が持つ独特の雰囲気を表すため、極力レンガや石、タイルを使用する。経済的、機能的に困難な場合には色彩によって整える。

七四年、快適な歩行者空間整備を目的に実施された「くすのき広



日本大通り

場」や「都心プロムナード」では、舗装面の色彩基調を茶系色とした。これを皮切りに関内地区の道路や商店街、建築物の外壁など、整備が行われるたびに色彩面の協力を事業者に求めてきた。特に日本大通り地区や山下公園周辺地区では色彩についても街づくり協議指針に示し誘導してきた。

このような事例の積み重ねにより少しずつ整った色彩環境は、市民や事業者にも共通認識として受け入れられ、個別に要請を行わなくても、茶系の色彩を選択する民間ビルなどの事例も見受けられるようになった。

街づくり指針や協定の中での運用

関内地区の中でも、色彩の考え方は街区ごとの個性によって多少の違いがある。例えば、馬車道地区では「茶系、白系、黒系」から基調色を選択するように協議指針に示されている。また、日本大通りの指針に示されている「茶系色」は少し黄色みがかっているもので、周辺の歴史的建造物に多く見られる「スクラッチタイル」の色彩が基本となっている。

このような地区ごとの指針や協定などで示されている色彩についての誘導は、新築や改築に伴って行われる事前協議に併せて行われる。事前協議では建築全体のデザインやコストも踏まえた議論がなされてきた。



マリンタワー

色彩計画の展開—大規模プロジェクト

七五年以降、金沢シーサイドタウンや港北ニュータウンなどの大規模な市街地開発事業においては、デザインプランを作成し、その中で色彩についての計画や調整も実施してきた。こうしたビッグプロジェクトでは基調となる色彩を決めても、逆に画一的にならないような工夫が求められ、事業者や設計者の積極的な提案が色彩面での効果を生むポイントであった。基調となる色彩にそれぞれの創意工夫が加わることによって、単調でなく、個性ある街なみをつくりだすことができた。

港の色彩を整える—みなと色彩計画

八〇年代前半、山下公園や港内観光船から見る港の景観は必ずしも快適なものではなかった。一方で、当時、港周辺ではみなとみらい21地区、ベイブリッジ、ポートサイド地区などプロジェクトが進行中であった。

このような状況の中、横浜市は港の色彩に工夫

や演出を加え、港をより個性的、魅力的で活気あるものとするため、各分野の専門家、港湾関係者らから成る「港色彩計画策定委員会」審議を経て、「みなと色彩計画」を制定した。計画では横浜港を六つのゾーンと三つの地区に区分し、各ゾーン、各地区に対応した配色を示している。例えば、山下頭周辺地区は緑をベースカラーとし、白をアクセントカラーとしている。八八年の制定以来、建築物の増改築や塗り替えを行う事業者に対し協力を求めている。

周辺に影響を持つシンボリックな施設の色彩については、慎重な検討が加えられている。ベイブリッジはその建設主体である首都高速道路公団と共に検討を行い、最終的には「横浜市都市美対策審議会」に諮り、シンボル色である白に決定した。また、マリンタワーの色彩については同審議会に「小委員会」を設置し、半年に及ぶシミュレーションと審議のうえ、白から赤へのグラデーションに決定されている。

車なども都市景観の要素

道路や建築物などの固定されたものだけでなく、バスやごみ収集車などの動くものも都市景観の重要な要素である。横浜市は八九年にごみ収集車の色彩デザインと環境事業のシンボルキャラクターを募集するデザインコンペを実施した。ごみ収集車の色彩デザインは千四百三十五点に上った。審査委員会により三点の優

秀作品を選出し、実物大の車両に着色、展示し、一般市民による人気投票を実施、最優秀作品を選出した。青と白を基調にしたシンプルな作品が最優秀作品に選ばれ、実際に横浜市のごみ収集車のデザインに採用された。

一般的な街の景観の水準を高めていくには道路景観の向上は欠かせない。横浜市は道路に設置される掲示板や道路照明灯などのストリートファニチャーの配置や形態、色彩を整える事業を九三年から実施してきた。色彩についてはグレー（無彩色）を基本とし、目立たないものとしているが、街路景観全体に落ち着きを取り戻す役割を果たしていると言えよう。

色彩と都市デザインのこれからの展望

景観法の制定により、地域の景観形成に対する期待は高まりつつある。同法では、色彩を含めた意匠についても制限を設けることができるとされている。これをうまく活用して、個性と魅力ある街づくりを推進していくためには、単なる規制によるものではなく、アイデアとチャレンジ精神のある色彩上の工夫を引き出すことも重要と思われる。過去の都市デザイン活動の経験を生かせる、新たな制度づくりについて検討を行っている。



ストリートファニチャー事業（バス停上屋）

個性豊かな美しい景観づくりを目指す

——色彩景観にも積極的に取り組む



横須賀市都市部景観推進課

● 平井 毅

横須賀は神奈川県南東三浦半島の中央部にあって、東は東京湾、西は相模湾にそれぞれ面している。

横須賀には変化に富んだ自然地形や近代化に寄与した文化資産などさまざまな個性と魅力があり、本市の都市像である「国際海の手文化都市」を実現するために横須賀らしい個性と魅力を生かした景観づくりに取り組んでいる。

景観行政のこれまでの取り組み

▽都市デザイン懇話会（平成六～十六年）

都市デザイン、建築や色彩の専門家らにより、良好な都市景観を形成するために大規模な開発行為や建築行為などの施設計画に対して景観



色彩相談風景

面での指導、助言を行っている。当初は公共施設の計画を中心に指導、助言を行っていたが、関係各課の対応はあまり良いものではなく、案件提示すること自体敬遠されがちだった。

その後、民間の大規模な建築や開発行為も対象としたが、強制力がないことや事業の採算性などの理由で、助言内容が受け入れられることはあまりなかった。

しかし、市内の関係各課や民間事業者への働き掛けを継続して行う中で、本制度は少しずつだが、定着してきた。

なお、景観条例の施行（平成十六年七月一日）に伴い「都市デザイン懇話会」は廃止されたが、同条例に基づき設置された横須賀市景観審議会専門部会にその機能は引継がれた。

▽建物の色彩相談（平成八年）

景観を構成する大きな要素である建築物の色彩について公共や民間、施設の規模を問わず色彩専門家がその計画について助言する「建物の色彩相

談」を実施している。

相談では、建築物などの色彩を単体の色彩ととらえがちな相談者に対して、専門委員が色彩の組み合わせを実色で例示し、分かりやすく、また相談者の色彩の嗜好も尊重しながら、周辺との関係を調整した色彩について助言している。

相談者はもちろん、担当職員が色彩デザインの方法を習得する教育訓練の場にもなっている。

建物の色彩は、設計や確認申請の段階では計画が決定されていないことも多く、比較的誘導が可能であり、効果がある。

▽建築物等色彩協議要綱（平成十二年）

平成十年ごろ、今までの建築色彩の常識を越えた高彩度（鮮やかな）色彩の建物が、穏やかなまちなみの中に出現して話題になった。

他都市の事例だったが、本市においても周辺環境と対比する高彩度色彩の建築物が住宅地で問題視され、行政として色彩をどのように誘導していくか苦慮していた時期だった。

市内の建築色を調査し、多く見かける色彩の範囲を定めた「彩度基準」と「配慮事項」から成る指針を作成し、それを基に見慣れた建築色を使用するように建主と協議する「建築物等色彩協議要綱」を策定した。

協議は、主に建築確認申請の際に職員が行うネガティブチェック（計画色彩が彩度基準以内であるかチェックする）と大規模建築や彩度基準を超える場合などに専門委員を交えてアドバイスをを行い、周辺環境や地域特性を配慮するよう協議する二段階のシステムとしている。

また、全市的な色彩誘導と併せて、地区を限定して色彩景観の形成を重点的に推進するための「色彩景観形成地区」を指定している。

地区の指定は、いかに数多くの関係者と合意形成できるかが課題となる。行政の一方的な発意では何も変わらない。

既に三地区の指定を行ったが、どの地区も色彩調査の結果を基に地区関係者と色彩のあり方やイメージについて数多く話し合った。

いずれの地区も合意を得て指定するまでに年単位の時間を要した。

地区指定をした地区の一つである「小川町マンション群色彩景観形成地区」（六棟のマンションで構成される地区）では、地区指針に合わない建物の過半が地区指針に基づく塗り替えを行い、新たな色彩景観を形成している。

▽景観づくりの啓発、普及
景観づくりを進めていく上で、市民、事業者、市の各々が景観に対する意識を共有して理解を深めることも重要と考えて啓発、普及事業にも取り組んでいる。

公共の場における色彩のあり方を視覚的に理解してもらうため、身近な公共施設（防災収納庫や



小川町マンション群色彩景観形成地区（一部）

横断防止柵など）の塗り替えなどを行う色彩モデル整備事業の実施や、市職員のスキル向上を目指して技術系職員を中心に色彩の伝達や測定の方法と調和に配慮した色彩計画の手法を修得する実践的な研修も行っている。

市民への啓発活動は、戸建て住宅の塗り替えなどをモデルに、色彩が景観に与える影響を学習する「建物の色がつくる美しい景観教室」を平成十年より六年間にわたり開催し、市民の色彩景観に対する意識啓発を行った。

この教室の取り組みは「公共の色彩を考える会」が主催する「公共の色彩賞」を受賞して新聞に掲載され、広く市民に知られた。

横須賀市景観条例の制定

前述の柔軟な要綱行政や市民共同の啓発活動は、それなりの効果を発揮して景観づくりに寄与している。

しかし、それだけではその実効性に限界を感じることもあり、横須賀らしい個性豊かな美しい景観の形成を目的に

一、横須賀の自然、歴史などの資源を生かした景観を育むこと
一、横須賀の特徴である海や緑豊かな丘陵地などへの良好な眺望を保全すること

一、地域にふさわしい魅力的な街並みを育むことを理念とした「横須賀市景観条例」を平成十六年

三月に制定した。

この条例は、従前から取り組んでいる色彩景観に加え、新たな眺望景観に関する事項を「基準」として規定したことと、それぞれの基準が風致地区条例に基づく許可や他制度の認定などとリンクしてその実効性を確保していることが特徴となっている。

おわりに

景観づくりの条例や制度が整備できたとしても、「美しい景観」を定量的に示す尺度がないことや、多様な価値観から景観が持つ公共性への理解など市民、事業者、市との相互で理解を得る上でいまだにさまざまな課題もある。

しかし、このような継続的な景観行政の取り組みを重ねてきたことで、今、地域のまちづくりに対する市民の主体的な取り組みの機運が高まりつつある。引き続き「個性豊かな美しい景観づくり」を目指して積極的に取り組んでいきたいと考えている。



歩道橋塗り替え前（上） 塗り替え後（下）

武家町の景観保存 積極的に推進

— 形成基準と助成金交付通じて



新潟県村上市都市整備課まちづくり室

横山政信

新潟県の北に位置する村上市の東、市民からお城山の名で親しまれている臥牛山^{がきう}には、その昔、村上城という壮麗な平山城がそびえていた。

慶長二年（一五九七）の「越後国瀬波郡絵図」によると、臥牛山の上に「村上ようがい」として多数の建物が描かれていることから、このころにはすでに城下町が形成されていたものと思われる。本格的に城や堀、門が築かれたのは、慶長三年の村上頼勝の時代といわれている。

その後、城主となった堀直^{なほ}幸^{さち}によって石垣、天守、諸櫓^{やぐら}が築かれ、近世城郭としての村上城が完成し、享保五年（一七二〇）入封した内藤氏によって、明治維新まで治世が続く。その間、幕末の戦火で二の丸居館が焼け、明治に入ると門も取り払われ、櫓などの建物もすべて撤去処分された。

しかし、生垣や城跡を囲む美しい林は、今なおかつての面影を伝えているほか、周辺の武家屋敷も大切に保存されている。

町並み保存整備の動き

平成二年に文化庁の支援を受けて実施した「伝統的建造物群保存対策調査」により、お城山周辺の旧武家町は、全国的にも貴重な町並みであることが明らかになった。



茅葺屋根

緑に囲まれ武家町の面影を多分に残す地域であり、地区指定をして保存・整備し、より良い住環境にすべきではないかとの提言に基づいて、住民の代表二十人で構成された町並み保存推進協議会が組織され、市と具体化について協議してきた。

延べ二十回の説明会を開催し、ようやく七〇%

を超える地区住民の賛同を得ることができた。平成十一年十二月には「村上市歴史的景観保全条例」が制定され、翌年四月から「町並み保存整備事業」が新しく出発した。

景観形成基準

建物の景観形成基準はあくまで外観が対象であり、間取りや設備は自由だ。

同景観形成基準には、「継承型」「調和型」「修景型」の三種あり、敷地の広さなど各自の事情に合わせて可能な修景方法を選ぶことになる。

継承型は、道路と住宅の間に前庭を設け、木造軸組構法による伝統的な建て方と外観にした標準的な建て方だ。

調和型は、「継承型」で建てるのが困難な場合の建て方で、それでも無理な場合は、修景型で建てることになる。

門は腕木門を基本とし、材質は木造、色彩は生地色、または同系色とし、屋根は瓦、銅板、木羽、板葺きとする。

生け垣は常緑樹とし、スギ、サワラ、ヒバおよびツゲを推奨樹種とする。種々の事情で生け垣にできない場合は、竹および木質系の塀を設けることにする。



生け垣

道路、公共建築物、屋外広告物は、色彩

▽住宅の新築および改築

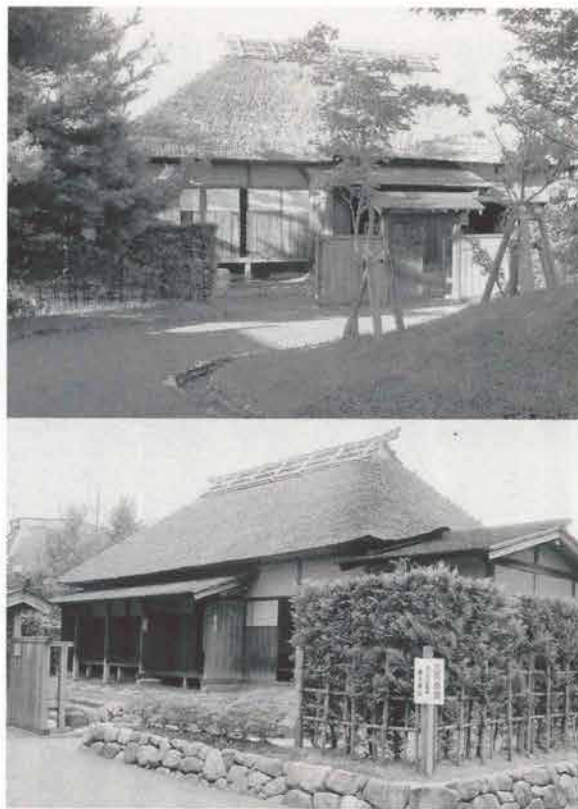
次の①から⑤までの条件をすべて満たした場合は五十万円助成する。全部満たすことができない場合は、要綱に基づき、三十万円あるいは十万円助成する。

①木造軸組構法で、玄関は平入りとする②二階建て以下で、道路に面する部分は平屋とする③屋根の形式は寄棟、切妻および入母屋とする④屋根仕上げはいぶし銀、暗褐色、黒色系の和瓦葺とする⑤外壁は小壁を白壁真壁造りとし、板下見横張り、色彩は素材を生かした生地色、または暗褐色、黒色系とし、開口部の建具は黒、または茶系統とする。

▽住宅の増築および外観の変更

などを周辺の環境に調和させることにする。

助成金の交付



高岡家(上)と岩間家(下)

十万円を限度として、経費の四分の一を助成する。

▽生け垣の新設および補植

▽茅葺屋根の葺き替えおよび補修

十万円を限度として二分の一を助成する。

武家屋敷の復元保存

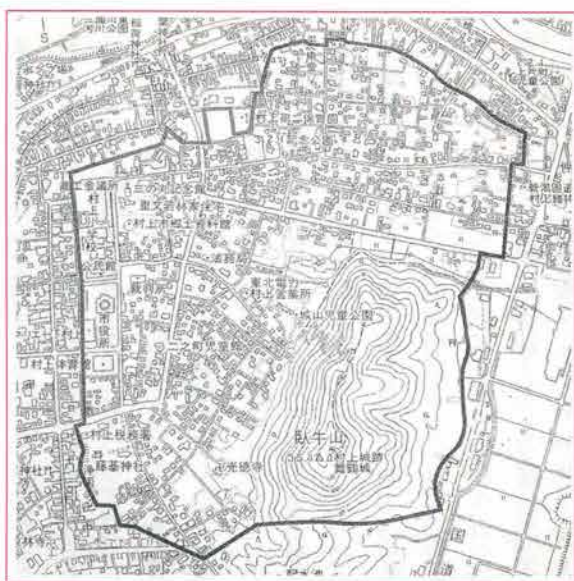
市内には、国の重要文化財若林家住宅をはじめ、市有形文化財に指定されている武家屋敷が復元保存されている。

都市計画記念公園にも、雅子さまゆかりの旧岡岡家のほか、旧岩間家、隣接地には旧藤井家の武家屋敷が移築復元されている。この公園はまいつる公園と呼ばれ、皇太子殿下・雅子妃殿下のご成婚を記念して平成十年に整備されたものだ。小和田家の祖先是旧村上藩の藩士ということで、雅子さまと村上市は深い関係がある。この公園には年間約一万一千人が訪れるほか、市民の憩いの場となっている。

景観基準が徐々に浸透

歴史的景観整備事業も五年目を迎える。この間、通りに生け垣が増え、新築される住宅は互屋根になり、また色彩に統一感が出るなど、徐々にではあるが、景観形成基準が浸透してきているように感じる。

住宅を建てようとする場合、最初に声が掛かる



景観形成地区

のが大工さんや設計事務所さんだが、プランがまとまってから景観形成基準を盛り込もうとしても無理が出てくるようだ。実際、何件か新築の相談があるが、屋根はセラミックス瓦とか、外壁は防火サイディングというケースも見受けられる。

「屋根は和瓦にできませんか」「外壁は板下見でできませんか」とお願いするが、すでに設計図が出来上がっているとか、経費の関係で変更は難しいとかで、早目に相談してもらえればと残念に思うことが何度かある。

近年、ハウスメーカーや地元以外の工務店の進出も多いようだ。地元へは広報誌を通して周知を図っているが、市外の業者さんへいかにPRを図るかが、これから重要になってくると思う。

今後も旧武家町の雰囲気を残す緑豊かな住環境を目的に、景観形成地区の皆さんと一緒に整備していきたいと考えている。

数多くの条例駆使し、魅力的な景観・まちづくり

— 金沢市の歴史を生かしたまちなみ形成の取り組み



金沢市都市整備部まちなみ対策課

● 本光章一

景観づくりに向け、条例相次いで制定

金沢市における景観に対する取り組みとしては、一九六四（昭和三十九）年の「武家屋敷群の土塀・門等の修復制度」の新設による歴史的まちなみの保存修景に始まる。次いで、古都保存法の制定に触発され、六八年四月に「金沢市伝統環境保存条例」を制定している。これは自然景観や歴史的建造物で形成される固有の伝統環境を保存するための全国初の条例である。その後、八九年には風格ある都市づくりのためには新たな都市景観を創出する視点も必要であるということから、「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（略称：金沢市景観条例）」として発展、継承していくこととなった。

また、九四年には「金沢市こまちなみ保存条例」を制定し、景観条例の指定区域にこまちなみ保存区域（十区域）をさらに重ね合わせることににより、武士系や町家系のまちなみ保存に厚みが加わった。

そして、九六年には金沢市用水保全条例、翌七年には金沢市斜面緑地保全条例が相次いで制定された。これにより、河岸段丘や丘陵地といった地形・都市基盤である〈斜面緑地〉と都市の骨格となる〈用水環境〉を大きな景観財産と位置付け、その保全に取り組むこととなった。

近年では、二〇〇二年に制定された「金沢市における歴史的文化資産である寺社などの風景の保全に関する条例（略称：金沢市寺社風景保全条例）」に基づき、古くから市民に親しまれ、市民の憩いとやすらぎの生活空間を創出してきた寺社などが醸し出す伝統的たたずまいを残す風景を保全し、後代に継承していくこととなった。

きめ細かな地区指定で景観を形成・誘導

さらに、中核市である金沢市では、屋外広告物に対する条例制定権を有することから、九六年には「金沢市屋外広告物条例」を制定し、市全域を第一～六種禁止地域、許可地域に区分する一方で、

活力あるまちなみを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている地域を広告物活用地区として指定し、広告物を規制、誘導している。

このほか、各種法令に基づく地区指定もなされており、これら景観に係る地域地区の指定状況を示す（左の表参照）。

この表を見て分かるように、本市では地域特性を生かした景観施策を展開するため、きめ細かな地域地区を指定し、総合的な景観形成・誘導を行ってきた。そのため場所によっては、これら条例や法令に基づく指定区域が最大で四～五つ重なることもあり、年間三百件を超える窓口申請では丁寧な説明と対応が求められる。その一方で、地

金沢市における条例・法令に基づく景観に係る地域地区の指定状況

（平成16年9月1日現在）

条例・法令等（略称含む）	地域地区数	指定面積・総延長	地域地区名
文化財保護法	2	2(ha)	伝統的建造物群保存地区
金沢市景観条例	36	1,887(ha)	伝統環境保存区域
	13	154(ha)	近代的都市景観創出区域
	8	318(ha)	眺望景観保全区域
金沢市用水保全条例	18	53(km)	保全用水の沿線区域
金沢市斜面緑地保全条例	6	842(ha)	斜面緑地保全区域
金沢市こまちなみ保存条例	10	36(ha)	こまちなみ保存区域
金沢市寺社風景保全条例	2	177(ha)	寺社風景保全区域
金沢市屋外広告物条例	6	7,495(ha)	禁止地域(第1～6種)
	1	39,282(ha)	許可地域(禁止地域以外)
	2	17(ha)	広告物活用地区
金沢市まちづくり条例	12	104(ha)	まちづくり協定区域
	6	116(ha)	土地利用協定区域
	36	731(ha)	地区計画区域
都市計画法	7	1,950(ha)	風致地区
	7	1,950(ha)	風致地区
合 計	165	※ 面積・延長の数値は小数第1位四捨五入。	



条例の趣旨・基準の周知徹底が課題

景観に係る条例・法令に基づく地域地区指定が百六十以上も存在することは、約四百年間という長期にわたり内外の戦禍に遭っていない、世界で

地域地区指定が幾つ重複しているか、その度合いによって、当該地域が景観上いかに重要な地域であるかを把握できるという利点もある。実際、市の窓口で用いられている斜面緑地保全区域図は、風致地区や景観条例の指定地域との重複状況が一目で把握できるよう色分けされている。



こまちなみ保存区域補助事業実績(旧天神町区域) 外観修景前(左) 外観修景後(右)

もまれな都市であるからこそではないかと考えられる。すなわち、さまざまな時代の歴史的重層性を持ち、各時代の個性ある景観(表情)が表れているという意味で、“バウムクーヘン都市”と例えられる証でもある。

幸い、建築確認申請前における各種景観に係る条例に基づく事前届け出制度が周知され、地元の市民や事業者の理解と協力度は高い。しかし、届け出のために窓口を訪れる多くが住宅業者の営業社員であることを考えると、細かな条例の基準内容や窓口での指導内容とその意図が表面的なものしか伝わらない場合も少なくない。そのため、より奥深くへと伝わるよう、設計者である建築士に対する説明会の開催や発注者である施主への丁寧な説明など、条例の趣旨や基準内容をさらに周知、浸透させていくことが課題である。

また、周知という点においては、世帯主に対して説明し周知するだけでは、長期的に良好な景観を継承することが困難な状況にある。

具体的シナリオでいえば、いま町家に居住している世帯主が良好な外観を維持する形で改修したとする。しかし、これから十〜二十年後に次世代に相続される際には取り壊されずに継承されていくとは限らない。実際、相続や土地の売買を機に取り壊され、全国共通仕様の住宅へと改築されるなど、まちなみが徐々に変貌しつつある。

このような状況を防ぐためにも、居住者だけでなくその家族を含めて景観保全に対する考え方を深く周知し、さらには「地域ネットワーク」としても景観を次代に引き継いでいくといった、懐が

深く広い視野からの仕組みづくりを模索していくことも必要である。

旧町名復活、景観継承の支えにも

金沢市においては、全国に先駆けて旧町名復活に取り組むなど地域単位としての連帯感が強く見直されており、このような動きが地域に住むことへの誇りと愛着を育むであろうし、景観の継承を支える大きな土台となっていくであろう。

本市のこれまでの景観行政では、藩政期から戦禍を免れてきた歴史的背景のもと、「保存と開発の調和」を命題に掲げ、保存区域と開発区域を明確に区分し、「規制・誘導」に重点が置かれた。そして数多くの条例を駆使し、伝統的建造物やまちなみ、緑などによって構成される景観を保全し、近代的都市景観の創出に努めてきた。

今後は、独自の条例などによるさまざまな経験と実績を踏まえ、魅力ある景観をより効果的に「演出・編集」する段階に入ってきたと考えられる。

そこで現在、沿道景観や夜間景観といった観点から景観の魅力を高め、付加していく可能性を探るなど、新たな条例の制定と運用に向けて取り組んでいるところである。

また、先日(十月九日)、兼六園に近接するまちなかの一等地に金沢21世紀美術館が開館し、金沢駅から美術館に至るまでの通りをアート・アベニューと称して屋外彫刻を設置するなど、新たなまちづくりの創意も連なってきたおり、市民や事業者とともに、より能動的かつ重層的に金沢の魅力ある景観を育み、まちづくりを続けていきたい。

わが愛する海「有明海」



佐賀県鹿島市長

桑原允彦

私たちが住む地域には、全国的

にも珍しい干潟の海「有明海」がある。海といえはおそらくほとんどの人は、まず最初に白砂青松を思い浮かべるのではないだろうか。しかし、有明海は、皆さんが想像する海とは

ちょっと違ったところとした潟の海だ。潮の干満の差は日本で、ムツゴロウ、ワラスボ、アゲマキなど、この海固有の生き物が棲^すんでいる。そして昔からこの潮の干満差を利用し、人々は魚介類を取って暮らしてきた。また、本市水産業の基幹漁業となっているのがノリ養殖である。見た目にけっして美しくはな

くとも、まさにこの海は私たちにとって、宝の海だ。

まな原因があるかと思うが、とにかく以前のような豊饒^{ほうじょう}の海を取り戻し、環境を守っていくことが大事であるということから、有明海の流域に住む私たち自らの手でできることから行動を起こした。

その「海」が「海の森事業」だ。こ

れは、海に注ぐ川、川の水を生み出す山の環境保全が海の浄化につながる。そして、これら山、川、海を一体的なものとしてとらえ、平成七年より広く住民に呼び掛け、山に落葉広葉樹を植林する取り組みを実施した。これまで山林を占める樹種の多くはスギ、ヒノキなどの針葉樹だったが、葉を落とし、虫や微生物の力を借りて土や川を潤し、保水力や土砂の流出防止に高い能力を持つということから、広葉樹を植林することになった。クヌギ、ケヤキ、ブナ、ハゼなどこれまでに約四万本、面積にして約十三・五ヘクタールにわた

り植林をしてきた。植林による成果は、すぐに表れるものではないが、長期的な視野に立ち、子や孫の世代に残していくため、今後も継続していくことに意義があり、今を生きる我々の責務だと思う。

また、本市では平成十三年に全国で初めてとなる「山の日」を条例制定し、三月二十一日を人と自然との共生のシンボルとなる山の日とし、山に対する感謝の心を持ち続け、森や川に親しみ、海の環境を守っている。

日常生活においても、有用微生物群（EM）活性液を市内七カ所で無料配布し、各家庭において日常生活の中で使ってもらう取り組みを行っている。このことにより、EM菌が排水溝や川に流れ有機物を分解し、河川や海がきれいになる。

平成十四年には、鹿島市内の有明海の干潟が「鹿島新籠」として

「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に登録された。これは日本では五番目、有明海では最初の登録になる。シギ・チドリ類は干潟などの浅い水辺で生活し、カニやゴカイなどをエサとする渡り鳥で湿地の生態系の上位に位置し、湿地環境の豊かさを示す指標ともなる。ネットワークに参加することにより、シギ・チドリ類の生息地の保護、ひいては自然豊かな有明海の保全につながるものと期待している。

地球規模のことを考えつつも、

行動は足元から、つまり有明海の環境保全という私たちにとって身近な問題をテーマに自ら行動を起こす、これが二十一世紀のまちづくりではないかと思う。これからも自然環境保全に全力を傾けていきたいと考えている。



ケヤキ並木が見事に色づいた定禅寺通



SENDAI 光のページェント



ストリート・ジャズ・フェスティバル

定禅寺通での市民共同による景観形成 ● 仙台市

仙台市は平成7年に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、7つの方策（具体的な景観づくり）などに基づき、市民、事業者と一体となって景観施策を展開している。杜の都・仙台を代表する定禅寺通は緑美しいケヤキ並木の道として市民のみならず多くの来訪者から親しまれ、通りでは「SENDAI 光のページェント」や「ストリート・ジャズ・フェスティバル」が開催されるなど仙台の貴重な景観資源になっている。平成10年に第1号の景観形成地区に指定し、地元の方々と共同で優れた景観形成に取り組んでいる。



旧岩崎邸



谷中銀座商店街



日本堤の商家 観音寺の築地塀



思い出の景観30選 ● 東京都台東区

台東区は平成14年、区内の景観資源の中から、区民の投票をもとに審議会の意見を聞いたうえで「思い出の景観30選」を決定した。対象となった景観は建築物・橋、街並み商店街、風物、自然風景、モニュメントなど多岐にわたった。ちなみに、投票で最も多かったのは「隅田川の花火大会」だった。



コモアしおつ景観色彩ガイドライン

● コモアしおつ団地管理組合法人＝山梨県
上野原町

コモアしおつは、JR
四方津駅の高台に開
発・造成された住宅
団地。現在、約1100
戸の住宅に3500人が
暮らしている、同団
地管理組合は昨年5
月、建物の外壁の色
に関して住宅を新築
したり、外壁を塗り替
えたりする際の目安
となる「景観色彩ガ
イドライン」を策定し
た。住環境にふさわ
しい品位と快適性を
感じさせる住宅の色
として推奨範囲を
定め、「色見本帳」で
色を確認できるように
している。色の適合
性の判断が容易で、
調和のとれたまちづ
くり効果を発揮して
いる。



コモアしおつの街並み



塗り替え前



塗り替え後



煙突撤去前



煙突撤去後

工場地色彩ガイドライン ● 静岡県富士市

富士市は平成7年度に「工場地色彩ガイドライン」
を策定した。製紙工業などの工場や煙突が富士山の
眺望を阻害していたため、企業などが施設の新設や
改築などの際、色彩ガイドラインに基づき煙突など
の塗り替えに取り組むよう指導、「富士山を美しく
見せる工場の色彩」、「煙突を生かした色彩」とい
った景観整備に取り組んでいる。平成14年度からは県
と協調して、不要となった煙突を撤去する事業所に
補助金を交付している。

里親団体認定式（那須小）



とちぎふるさと街道景観条例 ● 栃木県

栃木県は平成元年12月、開発の影響を受けやすい街道沿いの
美しい景観保全を目的とした「とちぎふるさと街道景観条例」
を制定した。那須街道など4街道を「とちぎふるさと街道」
に指定し、街道沿いの開発を規制するとともに、街道景観の
形成に必要と思われる土地については買い取り制度により、
公有化を進めてきた。平成13年4月には「とちぎふるさと街
道景観里親制度」を創設し、那須町立那須小学校など3団体
が里親団体となり、公有化した土地の景観形成活動として樹
木の植栽、清掃・美化活動などを実施している。



植栽ボランティアの活動



環境デザイングレードアップ事業

● 島根県

島根県は平成8年から「環境デザイングレードアップ事業」を実施している。地域の主要施設を後世の評価に耐え得る文化遺産としてデザイン、建設し、地域環境の質的向上を図るのが目的。これまで3つの事業を完了。「宍道湖大橋」では松江市と宍道湖のシンボルとなる伸びやかで親しみのある橋を、「松江警察署」では市民に親しまれる21世紀の新しい警察署を、「都市計画道路出雲市駅前矢尾線」ではイベント対応型の道路・広場づくりをコンセプトとしている。

宍道湖大橋



松江警察署



出雲市駅前矢尾線



旧居留地

景観形成市民団体 ● 神戸市

魅力ある都市景観の形成を図るには市民の主体的な参加と協力が欠かせない。神戸市は景観形成を図ることを目的とした市民団体などに対し、都市景観条例に基づき「都市景観形成市民団体」に認定し、技術的支援や活動費の助成を行っている。今年4月現在、11団体を認定している。各団体は当該地域の状況などに合わせてより良い景観づくりのためのルールを定め、花と緑を増やす運動、通り沿いの店舗デザインの調和、屋根・外壁などの色調の調和、伝統的なまちなみ再生などさまざまな取り組みが行われている。



春節祭



桜宴



〈開かれた住まい賞〉塀を設けず前面道路にゆとりと潤いを与えている



〈 commonspace賞 〉 植栽やベンチが親しみやすい道路空間の形成に大きな役割を果たしている

街づくりデザイン賞 ● 徳島市

徳島市は「街づくりデザイン賞」を昭和60年から隔年で実施し、前回の平成15年で10回を数えた。街の美化、都市環境の向上に貢献した建物などを表彰することで、個性豊かな魅力ある街づくりへの寄与とともに、市民の街づくりに対する意識の高揚を図ることを目的にしている。市民の推薦を受けたものを選考委員会で審査し、選考するが、回を重ねるごとに市民の関心も高くなり、推薦の対象が幅広くなっている。

〈まちかどパーク賞〉駐車場の舗装を枕木や砂利に換えて公園と錯覚する駐車場に

〈水辺の景観賞〉隣接する公園と相まって癒やしの場所としての雰囲気漂わせている



▲修復前 修復後▶

◀修復前 ▼修復後



色彩を意識した景観づくり ● 熊本県

熊本県は景観の保全と創造を目指して、昭和62年に景観条例を制定した。建築物などの意匠や形態、色彩などについて、一定の建築物などや一定の地域では事前に届け出を義務付け、協議や指導を行う仕組みだ。色彩については、いろいろな考え方があり、建築する側も行政も適切な判断に苦慮していた。そこで、主として「景観形成地域」を対象に「色彩ガイドライン」を作成し、地域の基調となる色彩を提唱し、事前の協議や指導に役立てている。紹介しているのは、県の考え方を受け継いで、修復事業に取り組んだ県北部の山鹿市での事例だ。



▲修復前 ▲修復後



全 国景気の回復が続いているが、

回復から取り残されている地方も少なくない。今回の景気回復を主導し、

あるいはその恩恵を受けているのは業種別には輸出に強い製造業、規模別にはリストラ推進で収益改善の著しい大企業、地域別には大企業の本社が集中し、人口増加の続いている東京である。逆にそうした動きに乗り切れない中小非製造業、地方の多くは、なお停滞を続けている。

かつて、地方経済はジャンボジェット機の後輪にたとえられたことがあった。ジャンボ機の後輪は着地のときは最初に接地し、離陸の時は最後に地面から離れる。地方景気は、全国景気が悪化する時には最初に悪化し、回復する時は最後に回復する傾向が強かったことから、ジャンボ機の後輪にたとえられたのである。今回の場合、前輪は浮揚しているものの、後輪は果たして離陸できるのか、あるいは離陸するにしてもこれまでに長い滑走路が必要なので

はないか、が問題となっている。景気回復といっても、二極分化が解消されないままなのである。

一 極分化が解消しないのは、地域

にとつて重い課題が表面化しているからである。その第一は、公共投資削減への対応である。小泉内閣誕生以降、公共投資は一貫して削減されてきた。今回の景気回復期でも、公共投資は減少し続けている。現在の財政制約や世論を考えると、今後は政権がどのように変わっても、もうちょうのように公共投資で地域経済を牽引することはむずかしいだろう。公共投資への依存度の高かった地域ほど、反動が大きいはずである。第二の課題は、人口減少社会への対応である。人口の集中する一部の都市を除くと、全国の多くの地方では人口減少が本格化しつつある。人口減少に伴う地域の購買力低下を補填していたのが公共投資だったが、その公共投資が減少しつつある今、

地域需要をどのように喚起し、活力を維持したらよいのだろうか。成熟社会における急激な人口減少をどのように克服するか、それはまだ人類が本格的に経験したことのない課題だけに、解決法が見えないのである。

第三の課題は、経済のソフト化への対応である。かつて多くの地方は工場誘致によって雇用と所得を確保してきた。しかし、今多くの工場は中国へ移転する動きを強めている。それだけではない。経済の推進力がモノづくりからサービスの提供にシフトしていて、そのサービスは人の集中する都市で大きく伸びている。それから取り残される地方は、どのようにして活力を高めることができるのだろうか。

これらの課題は、いずれも循環的というよりは、構造的な問題である。何もせずにただ待っているだけで、自然に問題が解消することはない。積極的な働きかけによってのみ、問

題が改善する。地方の活性化の問題は、本当に切実になったのである。ではどうしたらよいのだろうか。

地

域にはそれぞれ特色があるから、どの地域にも通用する万能の解決法があるわけではない。しかし、多くの地域に必要なのは、人が訪れてお金を使ってくれる地域になることである。それは公共投資の減少を補填するために必要である。人口減少社会を乗り越えて、賑わいを取り戻すためにも必要である。さらにまた人が訪れることは、サービス産業活性化の必須条件である。

これからは、人の集まる地域は榮え、逆にそうでない地域は衰退する。人を引き付ける産業、つまり観光産業は、単に観光業界にとつてだけでなく、地域全体にとって重要な産業となった。地域が魅力的になって、観光産業が地域に根付くとき、初めてジャンボ機の後輪が舞い上がるはずである。

ジャンボ機の後輪



ちばぎん総合研究所社長

額賀 信

琵琶湖を中心とした

美しい風景次世代に伝えるために

——景観形成手法などの「マニュアル」発行予定



滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

● 高山英夫

四百万年の悠久の歴史を誇る琵琶湖は、滋賀県の中央に位置するわが国最大の湖であり、未来からのあずかりものである。滋賀は美しい琵琶湖やその周りに広がる田園、これを取り巻く山々などにより湖国の原風景が形づくられてきた。しかし、近年の都市化の波と生活様式の変化の中で、徐々にふるさとの風景は変貌し、良さが失われてきた。

このため、昭和五十九年に他の都道府県に先駆けて、景観に関する総合的な条例となる「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」（以下、風景条例とする）を制定した。

● 風景条例での主な取り組みについて

条例の骨格の一つ目として、大切な地域を指定し、そこでの開発行為をするときに届け出をってもらうことがある。現在は琵琶湖景観形成地域をはじめ、沿道景観形成地区三地区、河川景観形成地区五地区を指定し、総指定延長は約四百二十キロ、総指定面積は約八万五千ヘクタールで、県土

の約二〇％（琵琶湖水面を除くと約三・三％）に及ぶ。ここでの届け出件数は平成十五年度二百七十八件、文書指導は五十三件に上っている。

特に琵琶湖の周辺の自然景勝地などでは琵琶湖国定公園や風致地区、また都市部では高度地区が指定され、建物の高さの制限がかかっているが、その他の区域については大規模な建築物の湖岸景観に与える影響が懸念されることから、琵琶湖景観形成地域内の大規模な建築物の届け出に際して、景観シミュレーションや予測図を作成してもらう景観アセスメントを義務付けている。

平成十四年から施行しているが、現時点での該当物件はまだ一件のみである。景観アセスメントについてはまだ確立した知見が数少ないため、今後は届け出事例を蓄積しながら、より実効性のある制度にしていく必要があると感じている。

骨格の二つ目として指定地域以外の場所であっても、自然地や田園地帯では大きな建物や工作物は周りの風景に大きな影響を与えるため、指導基

準を定め、新築などの際は届け出をしてもらい、指導を行っている。平成十五年度は届け出件数が五十七件、文書指導は二件となっている。

● 74地区で近隣景観形成協定制

三つ目として滋賀県全体の風景を守っていくためには、県民の自主的に活発なまちづくり活動が非常に大切である。このため、風景条例では近隣景観形成協定制を設け、建物の色や形態、緑化などの取り決めに自治会や町内会などで結んでいただいている。現在では七十四地区もの皆さんが



湖北町水鳥公園

協定を締結され、非常に熱心にまちづくりに取り組んでいただいている。

また、それぞれの協定地区での情報交換の場として近隣景観形成協定地区を中心に、県下の自治会が自主的に集い、意見交換や現地研修などを行う「景観づくり草の根のつどい」が毎年開催されており、県としてもバックアップを行っている。今年度ははや十九回目を迎え、去る九月二十六日に伊香郡西浅井町で開催され、非常に熱心な討議がなされた。

四つ目として市町村による地域の特性を生かした景観対策の推進が重要であり、県内五十市町村すべてに景観に関する基本方針を策定していただいた。



景観づくり草の根のつどい

水と緑とまちの景観回廊づくりの取り組み

滋賀の目指すべき景観像は、琵琶湖を中心に周遊しながら、豊かな生態系を持つ自然や風土に育まれた文化の魅力を十分に享受できるような風景であり、このため次の三つの回廊づくりに取り組んでいる。

▽琵琶湖と湖辺の緑、河畔林や棚田、田園地域や山々を結ぶ「水と緑の景観回廊」

▽古いまちなみや美しい文化遺産と地域の景観が一体となった「歴史の景観回廊」

▽落ち着いたたたずまいの集落や、賑わいのあがる街を結ぶ「むらとまちの景観回廊」

この三つの景観回廊づくりを合わせた「水と緑とまちの景観回廊づくり」を骨子とした景観形成の方策に取り組むこととしている。

昨年度は景観への意識を高めていただくこと、「風景を生かした地域づくり」と題してシンポジウムを開催した。

中身を少し紹介すると、建築家の黒川紀章氏による「共生都市」と題した基調講演が行われた。この中で、「共生」という言葉をキーワードに、自然、都市、建築、歴史、生物などすべてのものが共に豊かになれる都市づくりの考え方や中国鄭州市での取り組みの報告があった。



「風景を生かした地域づくり」シンポジウム

今後の景観行政の方向について

また、パネルディスカッションでは、滋賀県長浜市で市と民間企業が中心となって設立された(株)黒壁の取り組みの報告や、大津市での町家を残すボランティア活動をしている団体の取り組みなど非常に幅広い報告が行われた。すべての話に共通することであるが、住民の地元への愛着や活動がまちづくりでは大変重要であり、行政としてもこれらの活動をバックアップしていく必要性を改めて痛感させられた。

その一つとして県内ではさまざまな団体や個人、または市町村によるまちづくりが行われており、それらの取り組みを紹介した景観情報誌を発行し、好評を得ている。

今年度は県民に「景観」についての価値を再認識してもらい、景観形成の手法や事例を紹介した景観マニュアルを発行したいと考え、現在、発行作業を進めている。

また、六月には「景観法」が制定され、年内施行が予定されている。滋賀県では独自の条例による施策をすでに二十年ほど進めてきており、今後は景観法の制定を受け、魅力ある滋賀県の風景をどのようにして次の世代に伝えていくことができるのかを考えていく必要がある。

アメニティと美しさに満ちた 都市景観の形成目標に



大阪市開発企画部都市デザイン課

● 山本弘美

大阪の景観を歴史的に振り返る資料として、近世末の大阪の名所を描いた「浪花百景」がある。これを見ると、天下の台所として活気ある大阪のまちが描かれている。まち中の多くの川や水路を船が行き交い、全国からの物資が集まる様子がうかがえる。当時から賑わいが大阪のまちの大きな特徴であったことが分かる。百景に描かれているものを見ると、「にぎわい」「水際」「上町台地」という三つの景観要素に、近世大阪の景観は特徴付けられるのではないかと思う。

明治以降の近代化の過程において、大阪は商業都市とともに工業都市への役割も併せ持つ都市へと変化し、また大正から昭和の時代に向け、都市計画事業が始まり、橋梁、河川、街路などが整備され、一方、建築物も公共、民間を問わず、近代建築物が次々と建設されるようになった。そうした中で、御堂筋や中之島の中央公会堂に代表される都市の景観拠点が形成されてきた。

近年では、大阪市総合計画21（平成22年策定）では「魅力ある都市景観と雰囲気創出」を位置

付け、建築物のデザインの向上と美しく個性あるまちなみの形成などに取り組みとともに、都心、大川、中之島、上町台地、みなとのそれぞれのゾーンごとの特性に応じたアメニティ創出の推進に努めている。

今回は大阪市の景観条例とこれに基づく関連施策について紹介する。

大阪市都市景観条例

本市は、市民らとともに都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって市域の景観の向上および地域の特徴を生かした都市景観の形成に資することを目的に、平成十年九月に大阪市都市景観条例を制定し、「景観形成地域の指定」「大規模な面的整備または建築物などの都市景観への配慮」「協定による都市景観の形成」「指定景観形成物の活用」の四つの施策を柱として現在これらの実現に向けて取り組んでいる。



大阪市景観形成基本計画

都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、平成十一年十二月に大阪市景観形成基本計画を策定している。大阪市の都市景観形成の基本的な目標として、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」とし、市民と大阪市が協力してその目標を実現するための指針として、「市域の景観の向上」と「地域の特性を生かした都市景観の形成」を掲げ、大阪市の都市景観の形成に関する基本的な計画を定めている。また、特に一定の広がりともたまりのある区域を景観整備ゾーン（図）として位置付け、重点的な景観施策を策定している。さらに、点・線・面的な景観整備についても基本的な目標を掲げ、都市景観条例を活用した本計画の推進に努めている。

大阪市の景観施策について

大阪市では、都市景観条例を中心に景観誘導施策を展開してきているが、特に市民、企業、事業者らに関係の深い景観誘導施策を紹介する。

(1) 大規模な面的整備または建築物などの都市景観への配慮

大規模な面的整備などは、地域の景観に与える影響が大きいことから、単体の建築物や敷地に加え、計画区域内のまとまりや周辺地域に配慮した景観形成を進める必要がある。このため、面的整備に際し、事業者はあらかじめ本市と景観形成の目標や方針などについて協議のうえ検討書を作成し、これに

基づいて景観形成を進めていくよう指導を行っている。

また、大規模な建築物や土木構造物についても、同様な観点から、景観形成を進めていく必要があるため、条例に基づき協議を行っている。協議では、「①計画のテーマ・ねらい②遠景づくりのために③中景・近景づくりのために」などについて、どのような配慮がなされているのか、事業者の自主的な発想などを尊重しながら協議をしている。

(2) 建築美観誘導制度

市民に親しまれ、訪れる機会も多い都心の主要な街路沿いを建築美観誘導地区として指定し、それぞれの地区にふさわしい誘導基準を定めて、建築物を建築する際に、事前に本市と建築主が協議し、美しく個性的な都市景観をつくっていくものである。

実施路線は、御堂筋、堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、国道2号の六路線である。

(3) 御堂筋まちなみ誘導制度

大阪を代表する御堂筋沿道に建築物を建築する事業者と本市が協議を行うことにより、建築物の形態などを適切に誘導し、もって大阪のシンボルストリートにふさわしい、潤い、賑わい、ゆとりのある魅力あるまちなみづくりを推進するため、景観指導を行っている。

御堂筋のまちなみは、昭和四十四年の容積地区指定に際し、三十一メートルの高さにそろえるように、引き続き行政指導を行ってきた。その結果、スカイラインや壁面の統一により、整然としたまちなみを形成してきた。一方で、利用者が憩えるオープンスペースの不足や、夜間・休日の賑わいが少

ないことや、情報化の一層の進展が見込まれ、新たな時代に対応するビル機能の実現を可能にするため、平成四年十月に大阪市長より今後の御堂筋のあり方について「御堂筋まちなみ整備検討委員会」へ諮問し、同六年三月の答申に基づき、「御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱」を制定した。これまでの三十一メートルから五十メートルへ高度利用を図りながら都市機能の活性化を目指すものだ。景観のとらえ方として、統一感のあるスカイラインやイチヨウ並木を生かしたまちなみづくりの形成を目指すものであり、平成七年一月より御堂筋の土佐堀通から中央大通りまでの沿道街区を対象に実施している。これまで現在工事中を含め、五棟の建築物に適用されている。

以上のように条例と要綱を活用し、景観誘導を行っている。

また、景観を誘導していく中で、色彩はまちなみの景観を特徴付ける大きな要素であり、まちなみの色彩に適度な変化と調和が必要であることから、平成八年に色彩景観を考える指針として「やわらぎ大阪・まちなみの色——大阪市色彩景観計画ガイドブ



御堂筋

ック」を作成している。さらに、平成十五年には、水の都大阪にふさわしい景観形成を進めるために、「大阪市河川景観ガイドブック」を作成するなど、建築計画の際のツールとして活用している。

そのほか、大阪の都市景観ホームページを立ち上げ、良好な景観形成に関する啓発および知識の普及に努めている。

最後に

昨今では、都市再生の動きが加速し、民間開発が動きだした。一方、本年六月には景観法も制定され、これまで以上に身近に景観を意識し、行政、市民、事業者のそれぞれの立場から、良好な都市景観の形成を考えていく機運が高まることが期待される。

景観は誰にも理解しやすい反面、その判断は極めて主観的な価値観などに左右されやすいものである。建築物や各施設のデザインなどは設計者や事業者個々の自由な発想と創意工夫が前提となるが、それらの集合体が景観という視点で見た場合に、個々の建築物と、その周辺との調和が重要なポイントである。事業者や設計者は場所性や地域の文脈とともに相互関係を理解しながら、全体としてまとまりを見い出せるように努めて取り組むことが重要である。

今後とも大阪市の都市景観向上のためには、市民、事業者と連携、協力し、より一層の景観施策の充実を図っていくことと、景観についての普及啓発に向けた長期的な取り組みが必要であると考えている。

関門海峡が結ぶ景観に配慮した まちづくり

関門景観条例



北九州市建築都市局都市計画課

荒木良一

関門海峡とその魅力

関門海峡とは、下関市と北九州市、響灘（日本海）と周防灘（瀬戸内海）を結ぶ「六連島」から「串島」までの全長約二十七・八キロの区間をいう。

対岸との距離が最も狭いところは幅六百五十メートルほどしかなく、そこを一日七百隻もの世界各国の大小さまざまな船が絶え間なく往来する。潮の流れは一日四度変わり、速さは最高十ノット（秒速五・一メートル）まで達する。海峡を挟んだ下関市の火の山公園および北九州市の和布刈公園周辺は、「瀬戸内海国立公園」に指定された風光明媚な観光名所となっている。また、この狭い海峡は、「源平壇ノ浦の戦い」「武蔵・小次郎 巖流島の決闘」「馬関戦争」「日清講和条約」など数々の歴史の表舞台に登場している。

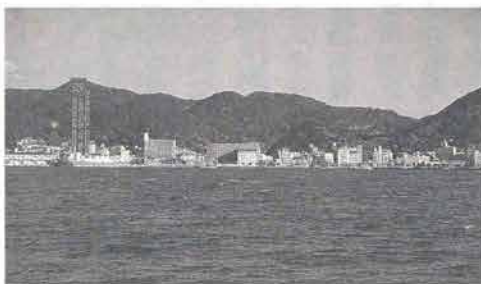
このように、日本史を彩る歴史を持ち、ダイナミックで変化に富んだ関門海峡は海峡で結ばれた下関市と北九州市の両市民が共有するかけがえない財産である。

下関市と北九州市の広域連携

関門海峡を挟んで下関市、北九州市からなる関門地域は昔から交通の要衝として、また、歴史の舞台としてともに栄え、お互いに機能を分担し、競争しながら発展してきた。戦後、交通形態の変化で両市の関係が薄れた時期もあったが、現在、人と物が活発に交流する場所として、行政レベル、民間レベルでさまざまな連携が行われている。

特に、関門地域の振興を目的に「ツインウォーターフロントシティーの形成」に向けて両市は、豊富な観光資源を生かした観光振興、交通アクセスの改善、さらに関門海峡の景観を生かしたまちづくりなど、多方面にわたり連携してきた。

こうした中、下関市と北九州市は関門地域の景観を両市民はもとより、すべての人々にとってかけがえない共通財産としてその魅力を高め、地域の



下関市から北九州市を望む

発展に結び付けていくまちづくりの一步として、関門景観づくりに取り組むこととし、平成十年八月に「関門景観協定」が両市長により締結された。その後、市民参加のワークショップや市民提案などさまざまな検討が重ねられ、同十三年二月には両市長による「関門景観共同宣言」が行われた。

関門景観条例の制定・基本構想

(1) 関門景観条例

これらの経緯をたどり、下関市と北九州市は、両市民が受け継いでいく貴重な財産である関門景観について、対岸や海上からの眺望を特に重視した、同一名称・同一条文である「関門景観条例」を平成十三年十月に制定した。このように複数の自治体が県域を越えて景観に関して、同一の条例を制定するのは全国初のことである。

また、同時に地方自治法に基づく「関門景観協議会」および「関門景観審議会」を共同設置した。これにより今後、関門景観の形成を両市が連携して恒久的に進めていく仕組みが整えられた。

(2) 関門景観基本構想

「関門景観基本構想」（平成十四年四月公表）は「関門景観条例」に基づき、関門の景観形成に関する目標および基本方針、その推進のための方策を示した、基本的かつ総合的な構想である。本構想のテーマは次の通りである。

「山の緑とまちが関門海峡を取

り囲んで一体感を持つ多様な表情のパノラマ景観を市民、行政、事業者は守り、育て、創りあげ将来の市民に継承していく」

また、このテーマに沿って三つの目標と六つの基本方針を定め、今後、両市はこの構想に基づき、魅力ある関門景観を形成していくこととしている。

関門景観形成地区の指定

今回、関門景観条例と関門景観基本構想に基づき、関門海峡に面した地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進していく必要がある地区を「関門景観形成地区」として指定するとともに、当該地区の景観形成に関するガイドラインである「関門景観形成指針」を定めた（平成十六年七月告示）。

これに伴い、今後、関門景観形成地区において建築物などの新築などを行う場合は、関門景観形成指針に沿って計画・設計を行うこととなる。

(1) 関門景観形成地区の指定

関門海峡を挟んで、下関市と北九州市を一つの

関門景観形成指針の概要

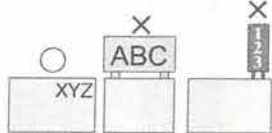
① 建築物などのルール



● 船や対岸から見て、山並みから突出しない高さに配慮する。



● 船や対岸から見て、周辺の街並みから突出しない高さに配慮する。



● 屋外広告物の掲出に配慮する。

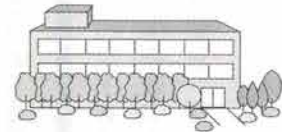


● 点滅するネオンや照明、サーチライトなどの使用は控える。

② 緑化のルール



● できる限り現状の緑を保つよう、外溝の緑化や土地の形質の変更に配慮する。



● 敷地内や外溝の緑化に配慮する。



● 外溝の緑化や土地の形質の変更に配慮する。

(2) 関門景観形成地区における届け出

地区内で、特に関門景観の形成に大きな影響を与える建築物など（例 建築物で高さ十メートル以上、または延床面積千平方メートル以上）の新築、改築などや外観の過半にわたる色彩の変更を行う場合は、事前に市に届け出が必要となり、関

に、① 建築物などの配置や形態② 植栽などによる緑化③ 建物などの色彩 など、景観誘導のための指針を策定。（図参照）



関門景観のランドマーク「関門橋」

(2) 関門景観形成指針の概要

景観的な特色や地域の特性から、「ゲート」「核」「まちなみ」「緑」「水際」の五つのゾーンに分類し、さらに地域の特性に根差した景観形成を図るために十七地区に区分し、シンボルとなる山の緑や歴史的な資源を生かした景観を目指すために、① 建築物などの配置や形態② 植栽などによる緑化③ 建物などの色彩 など、景観誘導のための指針を策定。（図参照）

今後の取り組み

今回の景観形成地区の指定により、関門景観を整備していくための制度が整った。これからは下関、北九州の両市民、事業者、専門家、行政などが一体となった関門の景観づくりが必要である。そのためには、両市民、事業者に対する関門景観形成の取り組みへの啓発や官民一体となった推進体制の確立などが、今後の課題である。

また、先日、景観法が制定された。この法律は、都市や農山漁村の中近景を主に対象にした制度であるのに対し、関門景観条例は、遠景（眺望）を対象にした制度である。従って、景観法に関門景観条例をどのように整合させるのかも、今後の検討課題となっている。

最後に、百聞は一見にしかず。読者の皆様も実際に関門地域を訪れて、ダイナミックなパノラマ景観を体感してみたいかがでしょうか。



特集

景観と色彩を生かしたまちづくり

環境をつくる景観色彩の動き

色が自由な時代である。色使いが自在な国である。

かつて、権威や地位がなければ特定の色が使えない時代があったとは信じられないほど、色の扱いが自由自在な日本となった。そうした色が私たちの社会を躍進させてきたといっても過言ではなからう。しかし、あまりにもエスカレートし過ぎてしまった。経済性のみを追求するあまり、色彩をコントロールする間もなく、まち中は色がはらんし、公害化してしまったのである。

経済優位、商業主義の風潮は、看板や外壁に刺激ある色を横行させ、“家なみ”“まちなみ”の“なみ”を切り裂き、連続性のない景観をつくってしまった。土木においてもしかりである。路面は安全性、機能性のみを主張し、文字を描いたり、赤や黄色でベタ塗り

したりしている。

こうした現況を引き起こしたのは、環境の色彩に無知な建築家や土木家、国や行政にも問題がある。一方で、私



(有)色彩環境計画室

アメニティ&カラープランナー

● 葛西紀巳子

げた。今年六月十一日、「景観緑三法」を成立（六月十八日公布）させたのである。

景観緑三法とは

ご存知の通り、景観緑三法とは「景観法」を基本として、屋外広告物法（一部改正）と都市緑地保全法（改正）の三つの法律により、「美しい景観」「豊かな緑の形成」を促進することを目的としたもので、狙いは「魅力的な観光地の実現」を目指す、経済効果を得ようとするものである。というのも、日本の観光収支は、欧米先進国とは比較できないほどの赤字決算、『犬と鬼』の著者アレックス・カーによると、外国人旅行者数はアジアでもマレーシア、インドネシア、タイを下回る状態だという。

そこで、これまで法規制してこなかった建築物や工作物の色彩やデザインに対しても、初めて制限を設けることにし、法に従わなかった場合は変更命令を可能にするなど、いよいよ景観行政も強



ヨーロッパのまちなみは、隣り合うまちの連続性がある美しい

たち環境の色を扱う者も責任を感じざるを得ない。色をアートではなく、環境全体を構成するデザイン要素の一つとして処理し、扱う方法をもっと広く伝えていかなければならないと思うからである。

そうした中、国土交通省が「自ら襟を正す」として、ついに重い腰をあ

制力をもって“美の基準”を受け入れようとしている。

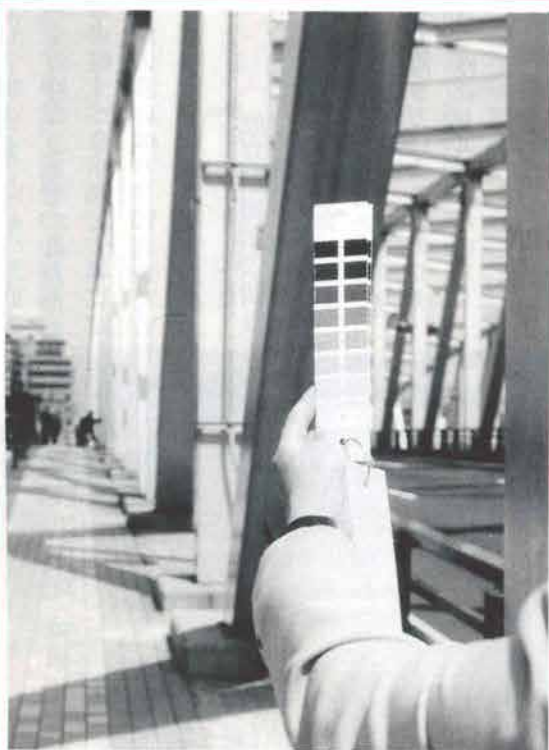
景観色彩ガイドラインの策定

そんな動きを背景に、各景観行政団体は色彩誘導の基準策定に動きだした。すでに色彩ガイドラインを施行している市町村は、昭和六十三年施行の横浜港湾局の「みなと色彩計画」が、先手を切り、現在、北九州市、相模原市、大阪市、岸和田市、小浜市、横須賀市、白馬村などが、そして滋賀、熊本は県レベルで色彩誘導を行っている。最近では富山県、島根県、戸田市のほか、「札幌の景観色70色」のような個性的なものも登場した。いずれも観光資源として景観が重要な位置を占める地域が先導したようだが、東京二十三区内でも平成十一年四月施行の江東区を皮切りに、昨年は文京区で施行され、今年、台東区が策定事業に動

きだした。

この色彩の誘導基準は、地区特性のほか、風土や地理的要因、歴史性などを勘案しながら、景観を構成する要素のすべて（外壁、屋根、看板、テント、防護策、塀、橋梁、路面、樹木など）の色を実測（測色）し、その場所にふさわしい色を探り出していくという手法が一般的である。つまり、これまで個人の嗜好や感覚に委ねられがちだった色を数値化し、分析した結果、推奨色と非推奨色の基準を決めていくので、データに裏付けられた意味ある誘導を行えるのである。

この測色法には、光の状態に影響されずに測れる「機械測色」と人間の目で測る「視感測色」があるが、個人的には人間の目で測る「視感測色」を重んじる。なぜなら景観は視覚によって良しあしを判断するもので、光や距離感などの環境要因による誤差をも適用範囲とし、目で測る方法が適



現状の色を測り、景観に調和する色を求める



各地の景観色彩ガイドライン

切だと思ふからである。

環境に配慮した景観色彩の考え方

さて、ここで改めて景観のとらえ方について言及しておこう。まず、地域性についてである。日本は、北緯二六度から四六度に位置する縦長の国土である。それによって気象、日照、海流、自然、風土といった環境条件が異なる。当然、光や空気中の湿度などの状態が変わるので、地域によって色の見え方も変化する。だからこそ現場での色彩調査が必要となり、季節ごとの植物の変化を含めた年間を通じた色の見え方を確認する必要があるのである。

次に、視点場とビューとの関係である。景観は視点をどこに置くかで見え方が変わる。一般に遠



小江戸川越のまちなみ。蔵造りではない商店も外壁を黒くすることで調和を保っている

景は青みを帯びて見える。近景、中景、遠景の距離感も考慮すべき事柄で、特に自然の多いエリアにおいては、こうした視点場が重要になる。また、河川景観は、橋の上からの眺め、川べりから対岸を見る場合、船からの視点などといった視点場の置き方による色の見え方も確認しておきたい。

まち中においては、商業地、住宅地などの用途地域によって当然、扱いが変わる。もちろん、色を抑制することのみが最善とは言えない。落ち着いたまちなみが心地よいと感じられる住宅地に対して、商業空間はある種の色の変化が活力を生み出す。色の範囲設定が重要なところである。

防護柵、街路灯などの土木構造物に関しては、主管行政によって色や形が変わることが多いが、街道のつながりを考えて、色、もしくは形のどちらか一方だけでも合わせると、変化しながらも連続性を保つことが



下関市長府は地元の黄土で練りあげた塀が連続するまちなみ



新しい塀で素材が変わっても、表面は色を合わせている



視点場によっては、屋根の色や形なども重要な視点となる

できる。また街路樹がある場合は、自然を優先し、人工物は控えめにするなど地と図の関係、主と従の法則にも配慮すべきである。

路面は、色付きのインターロッキングを敷設することが多いが、基本は土の色、もしくは車道のグレー系に合わせたい。景観調和を考えるなら、赤や青などは避けたいものである。また、明度の高い（白っぽい）色は、日差しの照りつける夏などは眩しく、高齢者にとってはグレア（きらつき）を感じやすくさせるので、

低明度に抑えることにも留意したい。

このような基本的考え方を基に、連続性のある色彩の誘導計画を進めていくのである。

色彩管理と環境色彩教育の必然性

美しい景観を変わらず維持していくためには、色彩管理が重要となる。設定された数値をうのみにして色名だけで認識してしまうと、当初の色がイメージされた別の色に置き換えられてしまい、設定基準から外れてしまう場合がある。例えば、橋梁などのように特定の色を維持、継続しておきたい構造物などは、特に徹底した管理が求められるのだが、残念ながら日本の景観行政は、管理上のズレが頻繁に生じている。注意を促したい。

さらに必要なのは、環境における色彩教育である。それは行政担当者だけでなく、市民への啓蒙を含めてのことだが、芸術としての色彩教育とは異なる調和の視点に立った「環境色彩教育」は急務である。

公に接する色はもはや、まちの作法である。その意識を積み上げていくのは容易ではない。時代を経ても変わらずヨーロッパのまちなみが心地よいのは、景観の美しさもさることながら、まちに對する市民の誇りと愛着を感じるからである。それが美しい景観を守り、心地よい環境づくりの礎となっているに違いない。

今年十二月、いよいよ「景観緑三法」が施行される。法に支えられた景観の色彩は、より強度な屋外広告物の規制と建築物の高さ規制緩和の廃止を要求しながら、歩を進めてほしいものだ。

景観法の概要について

わが国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が、本年六月十一日に成立、同十八日に公布された（施行は公布後六カ月以内、一部は一年以内）。

景観に関する法制度としては、これまでも都市計画法に基づく美観地区、風致地区および伝統的建造物群保存地区などの地域地区制度や、京都、奈良、鎌倉などを対象とした古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法などの個別立法が措置されていたが、「景観」そのものを正面からとらえた総合的な法体系は未整備の状況であった。景観に関する総合的な法律の制定はかねてからの課題であり、今回の景観法の制定はわが国における景観行政の歴史において、画期的なものであると言える。

本稿では、景観法の制定にいたる背景と理由、内容および今後の展開について概要を紹介する。

景観法制定の背景と理由

近年、経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきている。住民や地方公共団体の景観に対する関心も高まっ

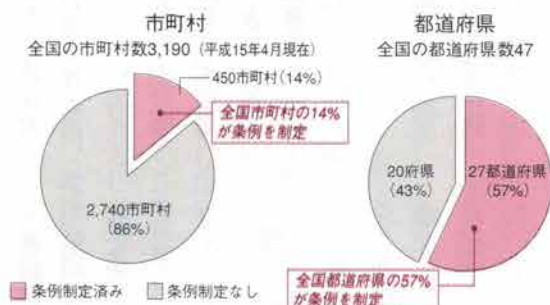
てきており、全国各地で五百以上の景観に関する自主条例が制定されるなど、良好な景観の形成に向けた取り組みが進められてきた。

しかし、地方公共団体による景観条例の制定が進む一方で、法律の根拠を持たないことへの限界も指摘された。この理由として、基本理念など国民共通の規範がなく、条例を支える法律の根拠がないこと、また、規制手法として「届け出勧告制」とどまっておき、強制力を持たないことなどが挙げられる。

このように、景観行政は地方公共団体による自主条例として取り組まれてきたものの、その限界から、必要な場合に一定の強制力をも行使し得る法制度の創設が求められていた。

また、国土交通省においては、平成十五年七月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換することを表明し、その中で「景観に関する基本法制の制定」を具体的な施策として掲げていたところである。

地方公共団体の景観条例制定状況



資料：地方公共団体へのアンケート調査（平成15年9月30日現在）

さらに、政府全体としても、「観光立国行動計画」を策定し、地域の個性を磨き、発揮する「一地域一観光」を推進するための重要な手段として、「景観に関する基本法制の整備」が位置付けられていたところであり、これらのことを背景として、景観法が制定された。

景観法の内容

景観法は、その内容によって、大まかに景観に関する基本法的な部分と良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を定める部分に分けることができる。

基本法的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにしている。

具体的な規制などに関する部分では、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業などの支援などについて定めている。

景観法の具体的な規制などに関する内容については以下の通りである。

① 景観計画制度の創設

景観行政団体（都道府県、指定都市など、または都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる市町村）が策定する。景観計画を定

めるにあたっては、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとしている。また、住民らは景観計画の提案をすることができるとができる。

② 景観計画区域における行為の規制

景観計画区域内の建築物などの建築などに関して届け出、勧告による規制を行うとともに、景観行政団体の長は、必要な場合に建築物などの形態または色彩その他の意匠（形態意匠）に関する変更命令を出すことができる。

③ 景観重要建築物

景観計画区域内の景観上、重要な建築物を景観重要建築物として指定するとともに、その現状変更には景観行政団体の長の許可を必要とする。また、景観整備機構が管理協定を締結し、景観重要建築物の管理をすることができる。

④ 景観重要公共施設の整備など

景観計画に定められた道路、河川などの景観重要公共施設については、景観計画に即して整備することとし、景観計画に定める基準を景観重要公共施設の許可の基準に追加できる。また、電線共同溝の整備などに関する特別措置法の特例を設けており、交通量があまり多くなくても、景観上の必要性が高い、歴史的街並みを形成する地区などの主要な非幹線道路の電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能になる。

⑤ 景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内の農業振興地域に景観農業振興地域整備計画を定め、当該区域内における土地利用についての勧告、景観整備機構による農地の権利取得などができる。

⑥ 自然公園法の特例

景観計画に定める基準を国立公園または国定公園に関する自然公園法の許可の基準に追加できる。

⑦ 景観協議会

景観計画区域内における良好な景観の形成を図るための協議を行うため、景観行政団体などは景観協議会を組織することができることとし、景観協議会で協議が整った事項については尊重しなければならない。

(2) 景観地区制度の創設

市町村は市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限などを定める景観地区を定めることができる。

▽景観地区内で建築物の建築などをしようとする者は、当該建築物の形態意匠が景観地区の都市計画で定める建築物の形態意匠の制限に適合することについて市町村長の認定を受けなければならない。

▽高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限は建築確認で担保される。

▽また市町村の条例で、工作物の建設、開発行為などについても必要な制限を定めることができる。

▽さらに市町村は都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域において準景観地区を定めて、条例で景観地区に準ずる制限を定めることができる。

(3) 景観協定の締結

景観計画区域内の土地の所有者らは景観協定を

締結することができる。

(4) 景観整備機構の指定

景観行政団体は、良好な景観の形成のための業務を適切に行う公益法人や特定非営利活動法人（NPO法人）を景観整備機構として指定することができる。

今後の展開について

景観法の制定により、強制力を有する規制を行うことが可能となるなど、わが国における景観行政もより実効性ある取り組みが求められる新たな段階へと移行していくこととなる。しかしながら、法の制定は、あくまでもツールを用意しただけであり、この制度が各地域で活用されてこそ、初めてその効果が発現されるものである。従って、今後の運用にあたっては、景観法の基本理念の趣旨などを踏まえ、地方公共団体が地域の独自性を生かしつつ、制度を活用していくことが求められる。また、良好な景観の形成のためには、行政だけではなく地域の住民が自分たちの問題としてかわっていくことが重要である。そういった意味で、景観に対する地域の住民の関心が、どれくらい高まるかということが、今後の景観法の普及啓発にとって非常に重要な点であるということができる。

国としても、全国各地における良好な景観形成の推進を図るため、景観法の基本理念などの普及啓発を行うとともに、多様な主体の参加を図るための景観に関する教育の充実、先進的な取り組み事例に関する情報提供、専門家の育成などソフト面での支援策について、引き続き充実を図っていくこととしている。

地域づくり団体
全国研修交流会石川県各地で
地域づくり団体全国研修交流会

九月三日(金)、四日(土)の両日、全国各地から地域づくりに携わる五百人を超える人々が石川の地に集う、「第二十一回地域づくり団体全国研修交流会 石川大会」が開催された。この大会は、地域づくり団体全国協議会、石川県地域づくり推進協議会などが主催し、石川県内で地域づくりに取り組む多くの団体が参画して行われた。

今大会テーマ「地域づくりわんたき」は、石川県の能登地方に残っている「三男坊のわんたき」という言い方に由来している。大家族の食卓では黙っていたらご飯がもらえない。そこで小さな三男坊は腕をたいて存在を誇示した。ほほえましくもたくましい様子を、愛情を込めてこう呼んだという。

大会初日は、昨年七月に開港した能登空港近くの穴水町の「のとふれあい文化センター」で、全体会が開催された。開会式では、主催者として伊藤善市地域づくり団体全国協議会特別顧問から「今大会がそれぞれの地域における今後の活動に役立つヒントを得る場になれば」とあいさつがあった。

続く基調トークでは、「持続可能な地域づくり」と題して、各分科会ゲストを代表して川島正英氏(NPO法人スローライフ・ジャパン理事

長)、中野啓子氏(NPO法人さわやかいいね金沢理事長)、畦地履正氏(株)四万十ドラマ職員)、菊池新一氏(遠野市総合産業振興センター所長)の四人のパネリストから、活動の紹介や活動に際しネットになっていること、またその解決法などが語られた。その後、次回大会開催地の奈良県の代表者から、予定している分科会の紹介や参加の呼び掛けが行われ、最後に、大湯章吉大会実行委員長の発声により参加者全員で「お土産を、持って帰るぞ!」と宣言して全体会を締めくくった。

全体会に引き続き、県内十三市町村(珠洲市、柳田村、能都町、輪島市、門前町、穴水町、田鶴浜町、七尾市、鹿島町、志雄町、金沢市、小松市、加賀市)、全十七の会場に分散して分科会前編が開催された。農業・漁業体験などによるツーリズム、農家民泊、地域福祉、古くからの街並み保存に

関するものなど分科会ごとに設定されたテーマは多彩であった。

私が参加した第三分

科会では、分科会前編として地元春蘭の里実行委員や分科会ゲストから日ごろの活動への取り組みや成果について発表があり、問題提起に関して参加者との間で活発な意見交換が行われた。夜は地元の郷土料理などを囲みながら現地交流会が行われ、さらに希望者は引き続き夜なべ談議にも参加し、地域づくりについて熱心に語り合う姿が見られた。翌日の分科会後編では地元の実行委員の案内により活動拠点を視察したり、山野草のコケ玉作りやまき割りなどの実体験をしたりした後、前日の討論を踏まえてさらなる意見交換を行い、分科会としてのまとめが行われた。昼食後、現地に解散となった。



分科会の様子

なお、大会開催に先立ち、オフション企画として、九月二日(木)に穴水町の「キャッスル真名井」において前夜祭が開催された。能登地方の「まいもん」に舌鼓を打ちながら、全国から参加された皆さんと情報交換を行った。

今大会では、石川県内各地の地域づくりの特色を現地で体感してもらう分科会に重点を置いたため、現地の方々の地域づくりに取り組む熱意や心温まるもてなしを感じ取ることができた。また、参加者同士の交流の中から、今後の地域づくり活動に必要な新たな知恵が数多く生み出されたことと思う。幸いにも心配された台風の影響を受けることなく天候に恵まれ、地域づくりの知恵を生み出すための対話と食談と体験の二日間が盛会のうちに終了した。

◆ 次回の奈良大会は、来年二月十七日(木)、十八日(金)に開催予定。

(財)地域活性化センター研修交流課

副参事 ● 曾根達雄

地域活性化
フォーラムin
福井まちづくりをめぐり
福井市で地域活性化
フォーラム

(財)地域活性化センターは福井市との共催で十月八日、福井市のフェニックスプラザにおいて「地域活性化フォーラム in 福井」を開催した。総務省、福井県、朝日・毎日・読売・日経・産経・福井新聞各紙と地域づくり団体全国協議会の後援を受け、「はじめよう、創意工夫のまちづくりー行政と市民が一体となる社会を考えるー」と題したこのフォーラムには行政関係者、まちづくり団体関係者、一般市民ら約千七百人が参加した。

フォーラムではまず、作家・詩人のねじめ正一氏が「街の匂い、人の匂い」と題して基調講演を行った。

ねじめ氏は商店街の生まれで、現在も店主であることから、自らの経験を踏まえ、福井市の商店街やそこで出会った人たちを紹介し、「駅前の商店街を見るとその街の人たちが見えてくる」と述べた。

また、作家・詩人として「自分の作品は、自分が生活している地域の人たちとの付き合い、ご近所付き合いから生まれている。出合いを大切



基調講演

にして良かった」と人と人のつながりについて話した。そして、全国の商店街の厳しい現状を踏まえ、「まちづくりの視野を広げるためにも、一度立ち止まって地域についてじっくり考えることが大事ではないか」と締めくくった。

この後、ノンフィクション作家の山根一眞氏をコーディネーターに、せんだい・みやぎNPOセンター代表理事・常務理事の加藤哲夫、プリズム代表取締役の岸本晃、

福井市長の酒井哲夫、福井市民代表の中井玲子、東京都立大学教授の名和田是彦の各氏らにより、「地域分権社会の形成における市民の役割」と題したパネルディスカッションが行われた。

まず、酒井氏が福井市におけるまちづくりの取り組みを紹介し、これを受けて中井氏が市民の立場から自らの経験や地域での活動を紹介した。

そして、山根氏からの「まちづくりという言葉を使って何かをやらなければならない」ということは、コミュニティの危機的状態なのか」という質問に対し、名和田氏は専門家の立場から「まちづくりという言葉

より協働という言葉が分かりやすいと思う」とドイツの事例も取り上げながら、近代日本における行政と市民活動の関係について紹介した。

続いて、加藤氏は「まちの中で困っている人たちが助かる(助け合う)社会をつくることをNPO・市民活

動団体がたくさんやっている」とNPOや中間支援組織などの活動を紹介した。

また、岸本氏はテレビ局で仕事をした経験から「コミュニケーションは明らかに崩壊していると思う。テレビで扱う情報が都市部の情報に偏り過ぎたことも大きな理由ではないか」と述べ、現在取り組んでいる住民ディレクター活動を紹介し、自分たちの



パネルディスカッション

地域を見詰め直すことの重要性を語った。最後に、中井氏が「自分の住みやすい地域づくりは誰かにしてもらおうのではなく、市民一人ひとりの意識が大事。まちを良くしたいという声を反映していきたい。そのために、お互いを理解していくことが今後の課題だ」と思う

う」と述べ、山根氏が「地域にはそれぞれ特徴があるが、今回のパネルディスカッションでは各地域でご参加していただけた話が多かったのではないか」と締めくくった。

アンテナショップめぐり

熊本

銀座熊本館

銀座熊本館は首都圏における熊本県の観光物産PRの拠点です。「銀座の数寄屋橋交差点ソニービルの隣です」と言うと、たいていの方は「あー、あそこね」と、分かっていただけの絶好の場所に立地しています。

1階の「くまもと観光物産プラザ」は、熊本県人ならだれでも知っている「**たいひえん**」「アベックラーメン」「御飯の友」「いきなり団子」などの懐かしい食べ物や、産地直送の野菜やお菓子、球磨焼酎、民芸品など、約1300種類の商品を常時販売しています。定番商品もありますが、随時商品の入れ替えを行ったり、「おさかなフェア」「高校生実習製品フェア」「焼酎フェア」などの



各種イベントを行ったりするなど、マンネリ化しないように心がけています。

2階の「くまもとサロン」は熊本の観光情報やUターン情報などを提供し、イベントスペースでは簡単に作れるレシピを紹介する料理などの各種教室、展示・即売会などを随時開催しています。そのほか、Uターンアドバイザーによる「Uターン相談」を行っています。「銀座で熊本に会える」銀



売れ筋
Best5

- ①からし蓮根
- ②太平燕
- ③(産地直送) 野菜
- ④馬刺し
- ⑤球磨焼酎

Data

開設年次＝平成6年10月
事業主体＝熊本県(社)熊本県物産振興協会
店舗面積＝1階店舗/28坪
2階観光コーナー/26坪
従業員数＝16人
年間売上高＝約1億7千2百万円
所在地＝銀座5-3-16 日動火災・熊本県共同ビル
(数寄屋橋交差点、ソニービル隣)
TEL＝03-3572-5022
営業時間＝10:30～19:00(定休日＝月曜日、年末年始)
HP＝<http://www.kumamotokan.or.jp/>

座熊本館へのご来館をお待ちしております。

宮崎

新宿みやざき館KONNE

※「KONNE(こんね)」は宮崎の方言で「来てね」の意味。

売れ筋
Best3

- 食品 ①冷や汁の素
②地鶏炭火焼
③日向夏ドリンクジュース
焼酎 ①黒霧島
②甕雫 ③霧島

「新宿みやざき館KONNE(こんね)」には旬のみやざきがいっぱい集まっています。

平成10年3月にオープンした当館は今年で7年目を迎え、今ではここサザンテラスの中でも一番の客数を誇る人気店となっています。

1階には食品と軽食の各コーナーがあります。食品コーナーは宮崎県産の野菜や畜産品など約600品をそろえています。毎週末には青果物や市町村の物産を集めたイベントも開催しています。



軽食コーナーでは宮崎の郷土料理が堪能できます。特に「冷や汁定食」が大人気。このほか、「**チキン南蛮**定食」や「宮崎牛煮込みハンバーグ」などみやざきの素材を生かした料理を準備しています。

2階には焼酎コーナーがあります。ここには約150銘柄の宮崎の焼酎があり、いも、麦、米などバラエティーに富んだ、今人気のものがそろっています。第2、第4土曜、日曜日には焼酎の試飲会が開催されており、多くの方々が来館されています。2階にはこのほか、工芸品コ



Data

開設年次＝平成10年3月
事業主体＝宮崎県
(運営：(社)宮崎県物産振興センター)
店舗面積＝88坪(1階/51坪、2階/37坪)
従業員数＝32人
所在地＝渋谷区代々木2-2-1新宿サザンテラス
(JR新宿駅南口徒歩2分)
TEL＝03-5333-7764
営業時間＝11:00～21:00(軽食コーナーのラストオーダー20:30、観光コーナーは19:00まで)
HP＝<http://www.konne.jp>

ーナーや観光コーナーもあります。ご来館をお待ちしています。

エコツーリズムが賑わいもたらす

有銘湾へと流れ込む慶佐次川の河口付近、色とりどりのカヌーが浮かんでいる。兩岸には特徴的な根を持つマンングロープの林が広がる。整備された遊歩道に沿って散策すると、干潟にはシオマネキが巣穴を出入りし、ハゼがユニークな顔を向ける。川岸を一步離れると、そこにはリュウキウマツやアダンといった特有の木々が茂る森が広がる。

海の印象が強い沖縄にあって、本島北部の地域は特に「やんばる」（山原）と呼ばれ、緑の豊かなところである。今回訪問した東村は、名護市の北、本島北部の東海岸に位置し、パイナップル栽培を基幹産業とする人口約二千人のやんばるの村である。

年間26万人もの観光客

その小さな村に、平成十五年度、

団体プロフィール

設立年●平成11年5月
設立・運営主体●市町村
その他各種団体
代表者●吉本淳（会長）
会員数●29人
＜事務局連絡先＞
〒905-1204
沖縄県東村字平良809-1
東村エコツーリズム協会
（東村商会）
（電話）0980-43-2931

年間で二十六万三千人の観光客があった（平成十六年版村勢要覧資料編より）。村人口の百倍以上の人が訪れるようになった背景には、民間と行政との共同の「ツーリズム」の推進があった。

平成七年、慶佐次地区の当時の区長であった島袋徳和さんを中心として、住民が地区の地域おこし計画を考え始めた。多数の区民を巻き込んでワークショップを数回開催し、地区の将来像を具体的に描いてゆく過

程で、国の天然記念物に指定されているマンングロープ林を生かした地域おこしができないか、ということになり、自然を保全しつつ地域の活性化を図るエコツーリズムの動きが始まった。

一方、村役場では、平成八年「第三次東村総合計画基本構想」の中で、農業と並行して「自然との共生」「都市との交流促進」をうたい、同年、慶佐次地区を含む村内六地区すべてに地域活性化委員会において地域マップづくりを行った。交流型農村を目指した取り組みが村全体に広がったのである。

そのような動きを経て、同十二年五月、島袋さんらの呼び掛けで、村内で農業者、漁業者、商工会など村民を会員とした「東村エコツーリズム協会」が、民間と行政が一体

となって設立された。以来五年間、村のエコツーリズム全体の取りまとめ役として、ツーリズムに使うフィールドの清掃活動、ツアーの申



中学生の団体に説明するガイド

し込み受け付けなどの活動が続けられている。

地元の若者ガイドに起用

今回の取材では、協会の中の事業者で唯一法人化している、「有限会社やんばる自然塾」を訪れてお話を伺った。塾長はエコツーリズム協会の前会長（現顧問）である島袋さん、塾のガイドのリーダー格である吉本淳さんはエコツーリズム協会の現会長である。

前述の通り、慶佐次地区は、ツーリズム構想が地域住民の手によって構想されていたが、ツーリズムを生活の糧にするという認識は当時の住民に乏しく、実践する者がなにかいかなかった。そこで平成十一年七月、仕掛け人である島袋さんが一人、ツアーメニューを考案し、三艇のカヌーを購入して、体験ツアーの受け入れを始めた。「やんばる自然塾」の始まりである。

その後、平和学習から体験学習へと移行する修学旅行の傾向も後押しして徐々にお客が増え、一人で始めた塾



マングローブと整備された遊歩道

らおうとガイドみんなで沖繩の楽器
三線を練習している。私自身、慶佐
次川のカヌーツアーを体験したが、
ガイドのホスピタリティにより、大
自然と触れ合う感覚、ゆったり
りと流れる時間を感じることができ

う指導してきたという。
若いガイドたち自身も
努力を怠らない。さまざま
まなお客の要望にもっと
応えられるようにと、常
にやんばるの自然や東村
の歴史、文化についての
知識の吸収に努めている。
最近では、やんばるの雰
囲気を耳からも感じて



共同売店のにぎわい

東村におけ
るエコツーリ
ズムがこのような成果を上げ、「ツ
ーリズムの東村」という名声が確立
する中、エコツーリズム協会として
は今後どのような活動が求められる
のだろうか。鳥袋さん、吉本さんは
口をそろえて「事業者間の協調、共

共同売店のにぎわい
東村におけ
るエコツーリ
ズムがこのような成果を上げ、「ツ
ーリズムの東村」という名声が確立
する中、エコツーリズム協会として
は今後どのような活動が求められる
のだろうか。鳥袋さん、吉本さんは
口をそろえて「事業者間の協調、共

が十五年七月にはガイドなどスタッ
フ八人で法人化するまでに成長し
た。すでに五百校以上の修学旅行を
受け入れ、個人客のリピーターも多
いという。今回の取材時
にも、県内の中学校が地
域のゴミ拾いなどのボラ
ンティアを含んだ体験学
習ツアーを行っていた。
その成長の陰には、拡
大路線一辺倒ではなく、
将来を見据え、地域の真
の発展を考えた鳥袋さん
の戦略があった。まず、
若者の流出を少しでも食い止めるた
め、外部の即戦力のガイドを雇わず、



団体受け入れ直前の打ち合わせ

あえて地元の若者を採用し育ててい
った。また、ツアーの質の維持、事
故の防止のためにガイド一人が一度
に受け持つ客数を制限した。さらに、
塾を通じて昼食や物
品の注文があった場
合もマージンは取ら
ないなど、地域住民
へ配慮した。塾長は
若いガイドたちに対
し、地域で仕事をさ
せてもらっていると
いう感謝を
忘れないよ

たように思う。ガイドの一人は、
「肉体的なつらさには慣れるが、お
客をもてなすという精神面でのハー
ドさには、この仕事が好きだからこ
そ耐えられる」と語っていた。
「協調、共通認識の維持」が
不可欠
このような工夫、努力を重ねて訪
問客が増え、飲食店がなかったこの
地区に四つの飲食店ができた。地域
の産品を取り扱う「慶佐次地区共同
売店」は黒字に転換した。経済効果
だけではない。売店では、
丹精して育て
たパイナップ
ルを置きに來
た地域のお年
寄りやツアー
客が自然に会
話する姿が見
受けられた。

通認識の維持」を主張する。
一事業者が環境への配慮を無視し
て大量のお客を一部地域に受け入れ
れば、微妙なバランスを維持してき
たやんばるの自然は壊れてしまう。
営利を求めるだけではなく、客数を
制限したり、新しいフィールドを開
拓して一部の地域の自然のみに負担
を掛けたりしないようにするなど、
各事業者が共通の認識を持って環境
への負荷を極力抑える努力をしなけ
れば、持続的な発展はない。エコツ
ーリズムが盛況になればなるほど、
環境保全はもろんのこと、ガイド
のスキルの確保、安全対策のマニユ
アルなど、事業者間の調整役として
の協会の役割が重要になってくる。

鳥袋さんは、将来、協会をNPO
法人化するという構想を持っている。
現在、事務局は商工会内に間借
りし、専任の職員もいない。法人化
して事務局を持ち、資金の受け皿と
なり得る体制で環境保全のための活
動をしていくことが、東村のエコツ
ーリズムの発展にとって必要である
との認識からである。一時的なプ
ームで終わらせないために、常に先を
見据えた地域おこしが求められてい
る。

(財)地域活性化センター

編集委員

堀 明子

地域住民に 自由時間の活用方法提案

余暇時間が増加している。国民の生活時間の配分などを調査した「平成十三年社会生活基本調査」（総務省統計局）によると、十五歳以上では一日の生活時間のうち三次活動時間（テレビ・ラジオの視聴、休養、趣味娯楽などの自由時間）は、平成十三年が六時間二十六分と、平成三年から三十分「大幅に増加」している。また、六十五歳以上の高齢者が一日の生活時間のうち、一人でいた時間（睡眠時間を含む）は十四時間五十四分であり、これが単身高齢者になると、実に二十時間三十六分である。

これらの調査結果からは、自由時間の有効活用と交流の促進が課題と考えられ、高齢化社会を迎えた現在、その重要性は増大していると言えるよう。

静岡県余暇プランナー協会は、地

団体プロフィール

設立年＝平成5年6月

設立・運営主体＝自主的組織

代表者＝永嶋章吉

会員数＝94人

<事務局連絡先>

〒411-0044

静岡県三島市徳倉1-1-14

(電話) 055-989-5125

域内の有志が会員（余暇プランナー）となつて、住民に自由時間の活用方法を提案し、交流の機会を設け、生きがいのある充実した人生を送るための支援活動をしている団体である。協会の会長である永嶋章吉さんに話を伺った。

余暇の重要性認識して 協会設立

まず、自由時間の有効活用を課題としてとらえたのは県である。県は平成四年に自由時間の活用に関する地域のリーダーを育成するため、県

民に募集をし、応募のあった人に対し自由時間の活用の必要性や余暇を利用したイベントの企画運営、情報誌発行のノウハウなどを内容とする研修を一年間かけて行つた。研修中に受講者がその後の活動を情報交換などにより充実したものとするため、組織化を要請し、県がこれに応じて平成五年六月に会員三十人により同協会が設立された。県の余暇プランナー育成の研修はこの後も続き、さらに協会がこの研修事業を余暇活動支援者育成講座という形で受け継いで、現在は県内各地に九十四人の会員を有する団体となつている。

余暇プランナーの年齢層は二十歳代から七十歳代までと幅広いが、多いのは五十歳代の後半である。

男女比では女性の方が若干多い。余暇プランナーを目指すのは、自身が自由時間の過ごし方に困っており、その活用に関心が高く、また、地域で自分を生



手軽に楽しめる趣味の講座

かせる場を求める、地域貢献と自己実現を合わせた思いを持つ住民が多いという。余暇プランナーは協会の会員となり、年会費三千円を会に納める。協会はこの会費のほか、自治体や民間企業からの委託事業の受託金や助成金などを運営経費としている。

気配りの行き届いた 多彩な講座やイベント

協会の主たる活動対象は当初から現在まで、中高年の住民である。永嶋会長によれば、定年退職後や老後に自由時間が増えてもすることが見つからず、地域のサークル活動に参加したくても輪の中になかなか溶け込むことができない、そんな住民が多いのだという。協会では研修や講演会の開催により、これらの住民に自由時間の活用の重要性を説き、具体的な活用方法をイベントや小旅行などの実施により提案している。主な事業を以下に紹介する。

▽生きがいづくり塾 住民の生きがいづくりのため、生涯学習、ボランティア、趣味および仲間づくりの四つのテーマを設定し、

テーマごとに講座やイベントを開催する。健康づくり、家族との触れ合い、余暇の充実、自己開発を目的とし、五年から十年先の人生の具体的なビジョンを設定するための学習講座、障害者や老人ホームの入所者とともに過ごし、福祉ボランティアのきっかけをつくる体験講座、パッチワークやステンドグラス作りなどの趣味講座、地域の自然や寺院、美術館などの文化施設を塾生同士で語り合いながら歩き、体験学習する小旅行など、社会参加への意識づくりや知的好奇心を刺激する多彩な内容となっている。参加者は好きなものを選択して受講することができ、また、参加費は千円から三千円ほどの講座が多いため、気軽に参加できる。この事業は毎年開催されており、百五十人ほどの参加者がある。

▽ふるさと体験ウォーク 自由時間の活用とともに地域の再発見も兼ねたイベント。体験学習や交流のきっかけとなることを目的とし、年三回、毎回二十人から三十人の参加者を募集し、主に地域内の名所旧跡などを歩くというもので、最も人気のある事業である。なお、この事業は応募が多数の場合には高齢者と障害者を優先することになっている。外出



ウォーキングで余暇の活用と地域の再発見

や交流の促進による自由時間の活用が福祉にも効果があることに着目し、協会が三年ほど前から地域福祉を協会活動に当てはめて実践しているものである。余暇プランナーは、経路を計画する際には、車いすを利用する障害者らに同行してもらい、食事の場所を検討したり、高齢者に無理なく歩いてもらえるよう、平坦な経路を設定したりし、参加者の安全と満足度の向上のための注意を払っている。開催後には参加者にアンケートを実施し、参加者が求めるものを把握し、次回以降の参考資料としている。



中高年だけでなく、子供も対象にした活動も

▽情報発信 会員向けには情報交換のための会報誌が発行され、住民向けにはホームページにより講座やイベント情報などが発信されている。また、地域の観光情報に詳しい余暇プランナーは観光協会のホームページに寄稿しており、余暇活動とともに観光振興にも一役買っている。さらに、県内の特定地域の散歩コースを紹介する散歩マップが評判である（毎年発行）。地域の観光名所に詳しい当地の余暇プランナーによるいわば穴場のような観光名所の紹介のほか、安全なコース設定や障害者用トイレの場所などが記載さ

れ、その内容の充実ぶりは地元の新聞などでも紹介され、高い評価を受けている。このマップは市町村や観光協会に配布されている。

ターゲットは男性

講座、イベントへの参加者は女性が多い。永嶋会長によると、女性は男性と比べ、参加も積極的なうえ、知らない人同士でもすぐに仲良くなり、交流の輪を広げていくという。しかし、自由時間の活用の一助を要性を知ってほしいのは、定年退職前、高齢者となる前の男性であり、協会事業への女性の参加をきっかけに、その夫の参加も促すことができるようなイベントや講座のあり方を考えていきたいとのことであった。

余暇プランナーは講座やイベントの企画、運営、そして参加者の笑顔に大きな充実感を感じており、また、参加者も一度参加するとリピーターとなるケースが多いという。自由時間の充実や交流の促進を、提案、運営者側と参加者側のそれぞれが関心のあること、好きなことをして図っていくという試みに大きな可能性を感じた。

● <http://www.tokusanhin.jp/>



Webサイト「特産品倶楽部」の開設について

このたび、当センターは「特産品倶楽部」と銘打って、地域の特産品の紹介を行うサイトを開設しました。

このサイトは県および市町村によりご推薦いただいた地域産品を動画も使

「炭・パワー展」とコンサートを開催

用して紹介するとともに、観光情報やイベント情報といった地域情報もお知らせし、サイト利用者により魅力的にPRしていくことにしております。詳しくは左上のURLをご覧ください。

ふるさと情報プラザ（東京都千代田区有楽町1-7-1 電気ビルディング南館1階 TEL 03-3284-0855）では、11月29日（月）より12月3日（金）までの5日間、癒す、くつろぐ、華や

く、燃える、浄める、治す、憩う、楽しむ、引き出す、装う、飾る、洗つ、守る、和む……さまざまな「炭・パワー展」を開催い

なパワーを持つ炭、その製品を全国から集め「炭・パワー展」を開催い



たします。

入場は無料です。お気軽にお問い合わせいただき、炭の素晴らしさをぜひ体験してください。

それに先立ち、イベントとして、11月26日（金）、18時開場、18時30分開演にて『勝田勝成 & a j a 彩・ゲスト 斎藤優美子』コンサートを開催いたします。日本を代表する津軽三味線奏者・勝田勝成と尺八、中国の二胡、ピアノ、ベースを交えた、東洋と西洋の美しいハーモニーの融合をお楽しみいただけます。ゲストに斎藤優美子をお招きの、素敵な音楽の一夜をお楽しみください。

平成17年度スポーツ拠点づくり推進事業の希望調査について

平成17年度スポーツ拠点づくり推進事業の希望調査について

10月号のセンター通信でもお知らせした、「スポーツ拠点づくり推進事業」は、小・中・高校生が参加する各種スポーツ全国大会の継続開催により、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ拠点を形成することを目的としています。平成17年度から全国大会を開催し、この事業による助成を希望する市町村は、①大会の名称②大会の実施主体③スポーツの種別④競技参加者⑤使用施設などを希望調査票に記載して、都道府県を通じ、11月19日までに提出してください。



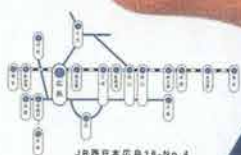
それは、西にある。

DISCOVER
WEST

広島をもっと 楽しむのだ!

ええから来てみんな、広島へ。

奥田民生



JR西日本広島18-No.4



広島県大規模観光キャンペーン

広島県観光キャンペーン実行委員会
TEL 082-221-1111
FAX 082-221-1112
WWW.KANKO-HIROSHIMA.ORG

広島県

都道府県漫遊
POSTER GALLERY

手前みそ
ですが…

西目屋村

青森県

71

平

成五年十二月、広大な
ブナ原生林を抱く白神
山地が日本初の世界自然遺産
に登録された。

その表玄関に位置する西目
屋村は、世界自然遺産登録に
伴い、年々観光客も増加し、
今や年間六十万人が訪れる村
となった。

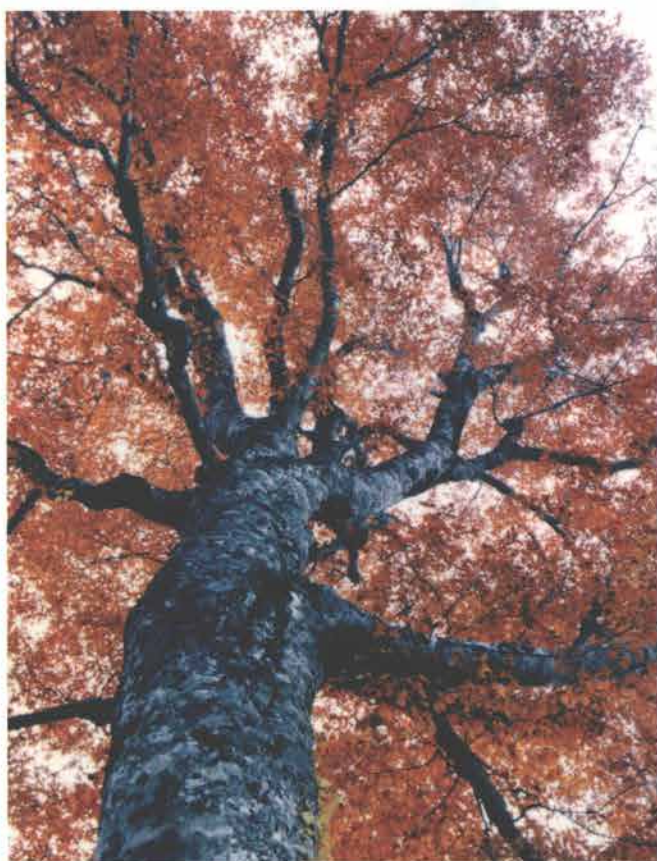
環境省が支援するエコツー
リズム推進モデル事業実施地
区に当村と隣接する秋田県藤



白神山地

白神山地に抱かれた村

紅葉したマザーツリー



ブナ林散策道

里町が選出され、地域住民を
主体とする質の高いガイドの
養成など、青森、秋田の両県
でこれらのシステムを活用で
きる県境を越えたモデルとな
るよう、取り組んでいる。

そして、ガイドによる自然
観察会やトレッキング、ガイ
ド付き観光路線バスの運行な
どの実施や、農林漁業体験な
ど地域産業を生かした滞在型
のエコツアーの推進を計画し
ている。

白神山地に抱かれた西目屋
村は、豊かな大自然の中での
取り組みを中心に環境保全と
観光振興の両立を図り、満足
度の高い世界を代表する観光
地を目指している。

紅葉時の暗門第1の滝



9月
(実施)

★日本橋プラザビルイベントスペース

●9月2日～3日

(財)奈良県広域地場産業振興センター
奈良の地場産業展

●9月6日～7日

大潟村
大潟村特産品キャンペーン

●9月9日

近畿6府県首都圏観光連絡協議会
近畿6府県首都圏観光キャンペーン(1)

●9月13日～14日

(社)藤沢市観光協会
いつでもおいでよ。湘南江の島
～藤沢の観光と名産～(2)

★ふるさと情報プラザ

●9月6日～10日

西日本中央連携軸沿線都市連携
中国・四国横断200キロ
自慢のご馳走展(3)

●9月16日～17日

奥信越観光協議会
奥信越の味自慢、田舎の味を持
っていきます!(4)11月
(予定)★日本橋プラザビル
イベントスペース

●11月4日～5日

滋賀県高島地域

●11月8日～10日

稲川町(秋田県)

●11月18日～19日

楢川村(長野県)

●11月25日～26日

舞鶴市(京都府)

★ふるさと情報プラザ

●11月1日～5日

兵庫県神戸市
神戸ワイン・神戸のお菓子・チー
ズの試飲・試食販売

●11月8日～12日

千葉県
国産落花生の消費拡大PR展

●11月15日～19日

瀬戸内四都市広域観光推進協議会
瀬戸内4都 自慢の逸品展
～倉敷・琴平・鳴門そして神戸
11月19日
「瀬戸内四都市めぐり～と寄席」

●11月29日～12月3日

「炭・パワー展」

【編集後記】

▼プロ野球がまた騒々しくなってきた。親会社の産業再生機構活用が決まった福岡ダイエーホークスは、グループの大幅リストラに伴い、球団の身売りか、他球団との合併が避けられない、との声ももつぱらだ。

それだけではない。有価証券報告書虚偽記載の発覚により、堤義明氏が西武ライオンズを含む西武鉄道グループ全役職から辞任を突然、表明した。ワンマン経営者だけに、こちらも経営戦略の見直しが必要とみて、球団売却のうわさが出始めている。

パリーグを代表する両球団の親会社に関する動きはくしくも十月中旬の同じ目だった。

本号が発行されるころは、パリーグの新規参入問題にも決着がつき、一段落しているはずだったが、そうもいかない雲行きだ。当分、両球団の動きから目を離せない。

▼今回は六月の景観法成立を受け、「景観」への取り組みを特集として取り上げた。単に景観とだけせず、「色彩」を含めたのは、景観行政を進める上で、色彩も重視する自治体が増えつつあるからだ。現に今回の特集でも団体を含め半数を超える事例報告で、色彩への取り組みが紹介されている。

景観法が成立したことにより、「地域の景観形成に対する期待が高まりつつある」(横浜市の事例報告から)といわれる。景観行政のさらなる充実を望みたい。

(中)

【12月号予告】

特集Ⅱ 駅を活かしたまちづくり

地域づくり11月号

平成16年11月1日発行 編集・発行=財団法人地域活性化センター

東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階 電話03-5202-6131 (代) <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/> 印刷・製本/株式会社九井工文社

法律で許可された場合以外に、本誌からの無断転載を禁止します

当たり券の
「のった」は
困ります。



当たり？ それともはずれ？ 軍配はどちらにあがるか。
決め手は、しっかり調べて換金すること。

大当たりを逃さず、確実に手にしましょう。

宝くじの収益金は、
身近な街づくりに役立っています。

宝くじ



財団法人 日本宝くじ協会

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

<http://www.takarakuji.nippon-net.ne.jp>